

国道 11 号 伏石地区電線共同溝 P F I 事業

要求水準書

令和 7 年 10 月

国土交通省 四国地方整備局

目 次

第 1	総則	1
1.	要求水準の位置づけ.....	1
2.	用語の定義.....	1
3.	要求水準の変更.....	1
4.	適用範囲	1
5.	事業対象施設.....	1
6.	事業の目的.....	2
7.	事業の概要.....	2
8.	事業の業務内容.....	3
9.	再委託	4
10.	遵守すべき法令等.....	4
11.	適用基準	4
12.	業務の監視.....	5
13.	関係機関協議会の設置.....	5
14.	事業期間終了時の水準.....	5
15.	情報管理体制の確保.....	5
16.	無人航空機を使用する際の情報流出防止策.....	6
17.	情報共有システム（ASP）.....	6
18.	交通整理及び安全管理.....	7
19.	通行規制に関する安全確保について.....	8
20.	片側交互通行規制に関する安全確保について.....	9
21.	現道上の作業に関する安全確保について.....	9
22.	交通安全管理.....	9
23.	南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒・巨大地震注意】発表時の対応について 10	
24.	事業費の算定について.....	10
第 2	調査・設計業務	12
1.	基本事項	12
2.	事前調査業務.....	15
3.	詳細設計業務.....	16
4.	調整マネジメント業務（設計段階）.....	20
第 3	工事業務	23
1.	基本事項	23
2.	既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務.....	42
3.	電線共同溝工事業務.....	43

4.	調整マネジメント業務（工事段階）	59
5.	本施設の所有権移転業務.....	60
第4	工事監理業務.....	61
1.	工事監理業務.....	61
第5	維持管理業務.....	62
1.	基本事項	62
2.	点検業務	65
3.	補修業務	65
4.	台帳作成・管理業務.....	66
5.	調整マネジメント業務（維持管理段階）	67
別添ー1	リサイクル計画書.....	69
別紙1	事業対象区域図.....	70
別紙2	ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務の対象範囲.....	71
別紙3	エ 維持管理業務の対象範囲.....	72
別紙4	四国地方整備局電線共同溝管理規程（案）	73
別紙5	四国地方整備局電線共同溝保安細則（案）	83
別紙6	電線共同溝管理台帳作成要領.....	90

第 1 総則

1. 要求水準の位置づけ

「国道 11 号 伏石地区電線共同溝 P F I 事業 要求水準書（案）」（以下「要求水準書」という。）は、香川県高松市伏石地区において、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 2 条第 3 項に定める電線共同溝（以下「電線共同溝」という。）の整備・維持管理事業（以下「本事業」という。）を遂行するにあたり、事業者を求める業務の水準（以下「要求水準」という。）を示すものである。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、四国地方整備局は、民間事業者を選定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。四国地方整備局による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

2. 用語の定義

用語の定義は、各章で定める。

3. 要求水準の変更

四国地方整備局及び事業者は、事業期間中に利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等の変更等、大規模災害等の不可抗力、その他四国地方整備局及び事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議のうえ、要求水準書を変更できるものとする。また、四国地方整備局は、その他事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

4. 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

5. 事業対象施設

本事業で対象となる公共施設等は、以下の①から③までに掲げるものとし、以下、これらを総称して「本施設」という。

- ① 電線共同溝（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 2 項の 9 に定める電線共同溝（道路の附属物））
- ② 道路（車道、歩道等）
- ③ 道路附属物（道路照明、道路標識等）

6. 事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

7. 事業の概要

(1) 事業対象区域の概要

1) 所在地

香川県高松市林町～太田下町

2) 事業対象

一般国道 11 号

3) 事業延長

約 1.85km (道路延長 約 2.2km)

4) 事業対象区域

別紙 1 「事業対象区域図」に示す。

(2) 本施設の概要

本事業は、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計及び工事、並びに電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理を P F I 法に基づき包括的に実施するものである。また、本施設のうち所有権移転業務の対象となる電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）及び新設される道路附属物を「所有権移転対象施設」という。

本事業が対象とする範囲は、別紙 2 「ア 調査・設計業務、イ 工事業務、ウ 工事監理業務の対象範囲」、別紙 3 「エ 維持管理業務の対象範囲」及び次表のとおりである。

表 本事業が対象とする範囲

対象 区分	上り線（徳島市方面）						下り線（松山市方面）				
	電線 共同溝 (管路部・ 特殊部)	歩道	道路 附属物 (道路照 明・道路標 識)	車道	電線 共同溝 (横断部)	中央 分離帯	電線 共同溝 (横断部)	車道	道路 附属物 (道路照 明・道路標 識)	歩道	電線 共同溝 (管路部・ 特殊部)
調査・設計 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事監理 業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
維持管理 業務	○	－	－	－	○	－	○	－	－	－	○

※ 道路附属物のうち新設のものは、所有権移転業務の対象とする。

○：特定事業が対象とする項目

なお、電線共同溝（管路部）の引込管、連系管及び連系設備を含み、引込設備は含まない。

（３）解体撤去・復旧・移設対象施設

電線共同溝の整備にあたり解体撤去する施設、復旧・移設する施設は次のとおりである。なお、復旧・移設する施設は、整備にあたり支障となる施設のみを対象とする。

１）解体撤去対象施設（官地部分で、かつ国管理施設のみ）

植樹帯、車道及び歩道（表層、路盤）、照明、電柱・電線

２）復旧対象施設

植樹帯、車道及び歩道（表層、路盤）、照明 等

３）移設対象施設

標識（案内・指示・補助）等

８．事業の業務内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

なお、本事業は、調査・設計から工事及び維持管理までを含めた包括的かつ長期の事業を行うものであり、事業の協議調整等に対して民間事業者の技術的ノウハウの提供を求めるものである。

（１）調査・設計業務

- １）事前調査業務（机上調査、試掘調査、現地踏査含む）
- ２）詳細設計業務
- ３）調整マネジメント業務（設計段階）

（２）工事業務

- １）既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
- ２）電線共同溝工事業務
- ３）調整マネジメント業務（工事段階）
- ４）本施設の所有権移転業務

（３）工事監理業務

- １）工事監理業務

（４）維持管理業務

- １）点検業務
- ２）補修業務
- ３）台帳作成・管理業務
- ４）調整マネジメント業務（維持管理段階）

９．再委託

- １）事業者は、選定企業以外の者に本事業で実施する各業務の一部（主たる部分を除く）について再委託を行う場合は、ただちに再委託に係る契約書（再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面）の写しを四国地方整備局へ提出し、業務に着手するまでに再委託の承諾を受けるものとする。ただし、「軽微な部分」に該当する作業の再委託については、四国地方整備局の承諾は要しない。
- ２）事業者が再委託の承諾を得た場合は、ただちに業務計画書に記載した履行体制について内容を変更し、四国地方整備局の確認を受けること。

１０．遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む）等を遵守しなければならない。

１１．適用基準

事業者は、本事業の実施にあたって、各種共通仕様書や最新の技術基準等（以下「当該基準等」という。）に基づいて行うものとする。

また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。

要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書の性能を優先するものとする。

なお、事業中に当該基準等が改訂された場合には、改訂された最新のものを適用する。

1 2. 業務の監視

四国地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者（選定企業を含む。）との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

1 3. 関係機関協議会の設置

四国地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うために、四国地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会等を必要に応じて設置する。なお、協議会の開催の事務については、事業者が行うものとする。

1 4. 事業期間終了時の水準

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準として求める良好な状態に保持していなければならない。なお、事業契約期間終了日の約2年前から、四国地方整備局との協議により維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を作成・整理し四国地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な措置を行うこと。

1 5. 情報管理体制の確保

- 1) 事業者は、本事業に関して四国地方整備局から貸与された情報その他知り得た情報であって、四国地方整備局が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、要保護情報を適切に管理するため、各種業務計画書の実施体制表において、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、四国地方整備局の確認を受けなければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ四国地方整備局の確認を受けること。
- 2) 事業者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本事業の実施以外の目的に使用してはならない。
- 3) 事業者は、要保護情報を本事業の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 4) 要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、四国地方整備局の同意なく複製・転送等しないこと。
- 5) 事業者は、本事業終了時に、要保護情報について、四国地方整備局への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 6) 事業者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに四国地方整備局に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、四国地方整備局が行う報告徴収や調査に応じること。

16. 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

本事業において、無人航空機（以下「UAV」という。）を使用する場合には、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日関係省庁申合せ）に応じて、適切な情報流出防止策を講じること。ただし、適用業務が、当該方針に示す重要業務に該当しないことが明らかな場合は、その限りではない。

17. 情報共有システム（ASP）

- 1) 本事業は、情報共有システム活用の対象業務である。実施可能な書類については、原則、情報共有システムを使用するものとする。活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（国土交通省：令和7年3月）に基づき実施すること。
- 2) 事業者は、本事業で使用する情報共有システムを選定し、契約後速やかに、四国地方整備局に報告し確認を受けなければならない。なお、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 1. 7) 【要件編】
【解説編】 令和7年3月
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 5. 7) 【要件編】
【解説編】 令和7年3月
- 3) 四国地方整備局及び事業者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、事業者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、四国地方整備局に報告し確認を受けること。
- 4) 事業者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに事業者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると四国地方整備局若しくは事業者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、事業者はサービス提供者と協議の上、情報共有システムの利用を停止することができる旨
- 5) 情報共有システムを利用する四国地方整備局及び事業者の費用は、間接原価の率分または共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれる。利用料金は情報共有システムへの登録料及び使用料とする。
- 6) 事業者は、当該情報共有システムの活用にあたり、四国地方整備局から技術上の問題点の把握、利用にあたって評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

18. 交通整理及び安全管理

- 1) 事業期間中は交通の安全確保のため、交通誘導警備員を配置すること。
- 2) 交通誘導警備員の配置人数は下記を見込んでいる。

作業区分	交通誘導員の区別	延べ人数
夜間作業	交通誘導警備員 A	650 人
夜間作業	交通誘導警備員 B	1,920 人

- 3) 交通誘導警備員 A とは、「警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号） 第 1 条第 4 号」に規定する警備員であり、規制箇所毎に以下の①、②いずれかの条件を満たす者を 1 名以上配置すること。
 - ① 1 級又は 2 級交通誘導警備検定合格者（下表 2）
 - ② 警備員指導教育責任者資格者証交付者（下表 1）
- 4) 交通誘導警備員 B とは、原則以下の①、②いずれかの条件を満たす者とする。ただし、①又は②の条件を満たす者を配置できない場合に限り、③を配置することができる。
 - ① 交通誘導警備員 A 以外の 1 級又は 2 級交通誘導警備検定合格者（下表 2）
 - ② 交通誘導警備員 A 以外の警備員指導教育責任者資格者証交付者（下表 1）
 - ③ 四国地方整備局が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認めた者（下表 3）
- 5) 交通誘導警備員 B に③の者を配置する場合には、四国地方整備局に警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等を提出し確認を受けること。
- 6) 現道工事等で作業中断中でも交通規制が必要な場合（交通誘導警備員を常時配置する必要がある場合）には、適切な交通誘導警備員を配置すること。
- 7) 現道作業期間中は、有能な監視人を配置して作業中における第三者の安全管理に努めなければならない。
- 8) 事業者は、交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する交通誘導警備員と確認できる一覧表のみを四国地方整備局に提出するものとする。また、交通誘導警備検定合格証及び警備員名簿については、四国地方整備局から請求があった場合には提示しなければならない。

	資格	資格要件
1	警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分 2 号）交付者	・ 公安委員会により警備員指導教育責任者資格者証（警備業務の区分 2 号）を交付されたもの。
2	1・2 級交通誘導警備検定合格者	・ 交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めたもの。
3	交通誘導に関し専門的	・ 警備業法における指定講習を受講したもの。

	資格	資格要件
	な知識および技能を有する警備員等	・警備業法における基本的教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上であるもの。

19. 通行規制に関する安全確保について

工事業務等の実施に伴う車両交通や歩行者交通の規制にあたっては、以下に十分留意し、所轄警察署と協議のうえ道路使用許可を取得し、工事及び通行車両及び歩行者の安全はもとより、工事関係者の安全確保に努めるものとし、その通行規制対策については、四国地方整備局に提出すること。

- 1) 交通規制に伴う大規模な交通渋滞を回避するため、道路交通センサスを活用した交通量の確認や、必要に応じた交通量調査の実施など、現地の交通状況に応じた作業時間帯の選定、作業時間の短縮や分割作業（1回の作業を短時間に分割することを含む。）等について検討し、安全確保に努めること。なお、道路交通センサスの調査結果が無い場合には、必要に応じて、所轄警察署などからの聞き取りにより交通状況の把握に努めること。また、配置計画の検討にあたり、必要に応じて交通量調査を実施するものとする。
- 2) 通行規制による通行車両の急激な折り込み・割り込み・停止車両や低速車両への追突、また作業現場内への突入を生じさせないように、作業現場を明確にするとともに、通行車両及び歩行者の視線（見ている位置や方向）を勘案し、通行車両及び歩行者が予告看板や予告人の存在を十分に認識できる位置への配置について検討し、安全確保に努めること。なお、特に夜間については、通行車両及び歩行者の視認性低下や速度超過による気付きの遅延、認識・認知時間が極めて短時間となることが予想されることから、予告看板の輝度確保や予告人の配置位置をライトアップするなど、その存在を早期に気付かせる対策を実施するものとする。夜間における作業用看板の輝度確保や照明等安全施設の増設は、現場環境改善費の率分に含まれるものとする。
- 3) 予告人を含め、交通誘導警備員と通行車両との接触事故に対する安全確保に関し、交通誘導警備員を規制ロボットや旗振り電光掲示板に代えることや、予告人を設置せず予告看板を増設する等の検討を行うとともに、突入する車両に対する防護対策を十分に行い、人身事故に対しての安全確保に努めること。
- 4) 曲線区間、曲線区間の直後、前後にトンネルを有する区間、片側3車線以上の区間などの現場環境を勘案し、規制区間長の延伸や段階的な車線減少等について検討し、安全確保に努めること。

20. 片側交互通行規制に関する安全確保について

片側交互交通規制を行う場合は、片側交互交通の表示板を設置するものとし、必要に応じて迂回路表示板を設置する等の措置を講じるとともに交通規制による渋滞状況を把握し、双方向の交通状況に応じ、バランスのとれたスムーズな交通誘導を行わなければならない。

21. 現道上の作業に関する安全確保について

現道上の作業においては、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから事業者は状況を充分把握するとともに、その対策について必ず業務計画書に記載しなければならない。なお、記載する項目は下記のとおりとする。

- ① 交通誘導警備員の配置計画
- ② 渋滞状況等の点検方法
- ③ 片側交互交通規制による滞留長の偏り対策
- ④ 隣接工事との交通対策
- ⑤ 渋滞等の緊急時の対応方法

22. 交通安全管理

- 1) 事業者は、供用中の道路に係わる作業にあたっては、「道路工事保安施設設置基準(案)」(令和6年2月)ならびに「道路工事の安全施設設置要領(案)」(平成11年10月)等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。
- 2) 道路法第47条第1項及び道路交通法(昭和35年法律第105号)等で制限された車両を使用する場合は、通行許可証(令和4年4月1日運用開始の特殊車両通行確認制度による場合は回答書)の写しを四国地方整備局に提示すること。なお、四国地方整備局からイ) 現場到着時、現場出発時における写真等(荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真等)、ロ) 車両通行記録(夜間走行条件等で走行時間帯の条件がある場合のみを対象とし、タコグラフ又は、出発・到着時刻が判別できる写真等)について、請求があった場合は提示しなければならない。
- 3) 事業者は、3月1日から3月31日、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆、地域の行事等の交通煩雑期については緊急を要するもの(応急処理等)を除き、車線数の減少を伴う路上作業を実施しないものとする。なお、期間を明示していない交通煩雑期は、香川河川国道事務所ホームページ掲載「路上工事抑制カレンダー」によるものとし、適宜最新版を確認すること。また、その他の交通煩雑期については、四国地方整備局より別途指示する。

2 3. 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒・巨大地震注意】発表時の対応について

- 1) 本事業における現地での作業場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれている。
- 2) 事業者は、本事業の作業条件、作業内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について業務計画書または施工計画書に記載するものとする。
- 3) 事業者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本事業の作業条件、作業内容を踏まえ、あらかじめ定めた業務計画書または施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業については、一時中止するものとする。その他の作業について、事業者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、四国地方整備局に報告し、その後の対応について四国地方整備局と協議するものとする。事業を継続する場合に事業者は、本事業に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- 4) 事業者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本事業の作業条件、作業内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、四国地方整備局に報告し、その後の対応について四国地方整備局と協議するものとする。事業を継続する場合に事業者は、本事業に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- 5) 事業者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について四国地方整備局に報告するものとする。
- 6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、事業者は業務計画書または施工計画書の記載にかかわらず、事業の一時中止について四国地方整備局と協議できるものとする。

2 4. 事業費の算定について

事業費は、その内訳を次の各段階において精査し、本施設引渡日の30日前までに確定する（この手続きを「工事完了精算変更」という。）ものとする。ただし、基準金利及び物価の変動により改定する場合を除く。

1) 事業契約締結後14日以内

事業契約書の定めるところにより、契約金額をもとに事業費の内訳を算定し事業契約書に記載するとともに、電線共同溝費及び舗装復旧費の単価について定めた工

事費合意書を締結するものとする。

2) 詳細設計業務完了時

事業契約書の定めるところにより、詳細設計業務の結果を踏まえ事業費の内訳を精査し、1) で算定した事業費の内訳を修正する。なお、工事費のうち電線共同溝費及び舗装復旧費の単価に関しては1) で締結した工事費合意書に基づき事業費を算定する。

3) 事業費確定に係る資料の提出

事業者は、事業費確定に係る資料を、本施設の引渡予定日の2年前までに、四国地方整備局に提出するものとする。四国地方整備局は、提出された事業費確定に係る資料の内容を確認し、事業費又は事業費の内訳に変更若しくは増減がある場合は、事業契約書の定めるところにより、引渡日の30日前までに事業費を変更し事業費の内訳を確定する。

第2 調査・設計業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

本施設を対象とし、その調査・設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において業務を行うものとする。また事業者は、調査・設計業務期間中に生じる電線管理者や河川管理者、地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、第1 1 1.適用基準に示す当該基準等に基づき実施するものとし、各基準等に対する特記及び追加仕様事項は、次の(2)から(14)に示すとおりとする。なお、設計にあたっては、的確な構造と経済性、周辺環境(工事中の路上規制が与える外部への影響等)へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。

(2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて調査・設計業務を実施すること。

- 1) 事業者は、調査・設計業務の遂行にあたり、四国地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認するものとする。
- 2) 事業者は、四国地方整備局に対し、調査・設計業務の進捗状況を適宜(年2回程度)報告するものとする。
- 3) 四国地方整備局は、調査・設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができる。
- 4) 事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を四国地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを四国地方整備局に提出するものとする。

(3) 業務期間

調査・設計業務の期間は、本施設の引渡日をもとに事業者が計画することとし、具体的な調査・設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の変更を必要とし、その旨を申し出た場合は、変更期間を含め四国地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。

(4) 調査・設計体制と管理技術者の配置・進捗管理

事業者は、調査・設計業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。また、調査・設計業務の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

(5) 業務計画書

事業者は、調査・設計業務の実施にあたり業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、四国地方整備局へ提出すること。また、業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。

(6) テクリスへの位置情報の入力

土木設計業務等共通仕様書（四国地方整備局：令和7年3月版 以下「設計等共通仕様書」という。）第1110条第3項テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所及び座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 香川県高松市林町 緯度 34° 18' 19" 経度 134° 04' 13"
終点 香川県高松市太田下町 緯度 34° 18' 35" 経度 134° 02' 51"

(7) 設計図書の提出

- 1) 事業者は、工事着手前までに、以下の設計図書を四国地方整備局に提出し、その内容を説明しなければならない。なお、業務履行中、四国地方整備局より中間成果の提示を求められた場合、速やかに提出すること。

表 設計図書一覧

設計図書等	内容
現地踏査結果	埋設物件平面図 等
詳細設計図	電線共同溝、道路、道路照明、道路標識 等
構造計算書	同上
数量計算書	同上
報告書	同上、設計概要書、設計検討経緯書、施工計画書 等
その他調査・設計成果報告書	関係機関協議結果 等

- 2) 成果品の納品は、「オンライン電子納品実施要領 業務編（国土交通省：令和7年3月版）」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、四国地方整備局が用意した電子納品保管管理システムへのオンラインによる納品を原則とする。オンラインによる納品が実施できない場合は、電子媒体に格納して納品するものとする。
- 3) 設計図面にあたっては、「CAD製図基準（国土交通省：平成29年3月）」に準拠して作成しなければならない。
- 4) CAD製図図面の作成にあたっては、OCF検定認証のSXF対応ソフトウェアを用いること。また、確認結果は電子成果品REPORTフォルダに格納すること。
(内容確認は事前協議（成果確認）チェックシート「電子納品運用ガイドライン 業務編（国土交通省：令和6年3月版）」、CAD製図図面は成果品チェックシート

「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省：平成29年3月）」を用いること。）

5) 公開用成果品の作成にあたっては、不開示情報のマスキング等の措置を行い、四国地方整備局の確認を受けること。

6) 建設副産物対策

設計等共通仕様書第1209条第9項に基づき、建設副産物の検討成果として別添－1のリサイクル計画書を作成するものとする。

7) 歩掛調査

① 歩掛見積を依頼した歩掛については、現場条件（作業内容）等に変更がある場合に、歩掛調査を行うものとし、四国地方整備局と協議のうえ、契約変更の対象とする。

② 標準歩掛にない新規歩掛については、歩掛調査を行うものとする。

（８）資料の貸与及び返却

調査・設計業務に必要な以下の資料を貸与する。

- ・令和4－5年度 伏石地区外電線共同溝設計業務報告書（以下「R4－5年度設計報告書」という。）
- ・令和5年度 三条地区測量業務報告書
- ・令和6年度 伏石地区外電線共同溝設計業務報告書（以下「R6年度設計報告書」という。）

なお、貸与時期については、令和8年4月を予定している。

（９）設計協議

設計業務を適正かつ円滑に実施するため、四国地方整備局と事業者は、常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

1) 主要段階での打合せ（実施時期は適宜）

① 業務計画書作成時（業務着手時）

② 関係機関等協議時

③ 工事着手計画時

要求水準の変更の必要が生じた場合には、四国地方整備局と協議すること。

2) 成果完成時の打合せ

（１０）土地への立ち入り等

1) 事業者は、土地等の所有者、そのほか関係人等からの請求があったときは、身分証

明書を提示するものとする。

2) 事業者は、交付された身分証明書を遺失しないよう厳重に管理するものとする。

(1 1) 合同現地踏査

事業者は、必要に応じて、四国地方整備局と合同で現地踏査を実施できるものとする。
(業務期間中1回程度を想定。)

また、合同現地踏査の実施に先立ち、実施時期・確認項目等を整理した合同現地踏査計画書を四国地方整備局へ提出すること。

(1 2) 建設汚泥の利用

建設汚泥の再生利用を推進するため、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」
(国土交通省：平成18年6月)の主旨に配慮した設計を行うものとする。

(1 3) 留意事項

事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに四国地方整備局から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。なお、設計の検討内容について、四国地方整備局から説明を求められた場合は、事業者は、その必要に応じて随時聴取を受けるものとする。

(1 4) 緊急対応

本業務の履行期間中に災害等の緊急を要する突発的な事象が発生した場合には、現地踏査、検討及び調査等を指示する場合がある。

2. 事前調査業務

事業者は、事業契約締結後、速やかに現地踏査及び試掘調査を実施するとともに、必要に応じて、現況測量等を事業者の責任で行い、関係法令等に基づいて業務を遂行するものとする。

(1) 現地踏査

詳細設計に必要な現地の状況を把握することを目的とした、現地踏査を行うこと。

- 1) 「R4－5年度設計報告書」及び「R6年度設計報告書」における平面図を基に歩道幅員、官民境界、既設占用物件等の位置確認を行うとともに、切下げ位置の変更等の歩道状況及び建物の建替え、植樹帯の設置等の沿道状況を把握すること。
- 2) マンホール、仕切弁等埋設物の位置、大きさの確認を行うこと。
- 3) 現地において、電柱の有無、標識等の路上施設を確認し、電線共同溝の線形等を決定する上での資料とすること。
- 4) 歩道切下げ部を平面図に表示し、自動車の乗り入れ状況を把握すること。

(2) 試掘調査

「R 4－5 年度設計報告書」及び「R 6 年度設計報告書」の検討内容を詳細設計に反映できない箇所においては、詳細設計に先立ち、試掘調査等を行い、当該調査結果を基に特殊部設置箇所や管路線形等を決定すること。

1) 設計時歩掛調査について

事前調査時における下記については、当初、類似歩掛で算定しているため、調査時に歩掛調査を行うものとする。

種別	細別	名称	規格
準備費	試掘調査費	舗装版破碎積込 (電線共同溝)	アスファルト舗装版 15cm を 超え 30cm 以下

3. 詳細設計業務

(1) 基本的な考え方

詳細設計は、予備設計成果である「R 4－5 年度設計報告書」及び「R 6 年度設計報告書」を参考とし、事前調査業務にて実施する試掘調査結果や関係機関協議会等における要望事項などを反映させ実施すること。

(2) 設計条件の整理

電線共同溝利用者が作成した配線計画図を基に、ケーブル条数、径などを区間別に整理すること。また、将来の道路計画について把握し、安全で快適な通行空間や景観形成に配慮するよう、問題点を整理すること。

- 1) 詳細設計においては、「R 4－5 年度設計報告書」及び「R 6 年度設計報告書」において計画した配線計画図をもとに、区間ごとの管路配置や、特殊部の配置を行うこと。
- 2) 既設占用物は迂回するなど、支障移転は可能な限り発生しないよう求めるが、やむを得ない場合は、詳細設計時に、関係機関と協議・調整を行い、詳細設計に反映すること。
- 3) 比較案の提案又は検討にあたっては、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている「設計比較対象技術」を積極的に活用するものとする。（NETIS ホームページ；<http://www.netis.mlit.go.jp>）
- 4) 管路部及び特殊部の設計にあたっては、原則として、無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術を用いることとし、「NETIS テーマ設定型の比較表：無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術」(<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/pubtheme/themesettings>)の中から、現地状況等を踏まえつつ、コストをはじめとした比較検討を行い、採用する技術を決定するものとする。
- 5) 電線共同溝の構造に関する設計については、「電線共同溝整備マニュアル」(国土交通省四国地方整備局：令和 7 年 3 月)等に基づき、低コスト手法を比較検討して設

計すること。比較検討内容は、チェックリストを別途提出すること。

- 6) 電線共同溝の整備にあわせ、道路空間の再配分を行う必要が生じることがある。道路空間の再配分により、自転車に配慮した形で詳細設計が必要となる場合は、協議により契約変更の対象とする。

(3) B I M / C I M 適用業務について

本業務は、B I M / C I M 適用業務（受注者希望型）活用対象業務である。

事業者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。

なお、事業者より提案されたB I M / C I M実施に係る内容及び費用については、事業者が「B I M / C I M実施計画書」及び見積書を四国地方整備局に提出し、四国地方整備局が実施内容と効果の把握を行い、妥当性を確認した項目については、契約変更の対象とする。

1) B I M / C I M 実施計画書の作成

B I M / C I Mの実施内容や、納品方法等を事業者と四国地方整備局で協議し決定した結果を「B I M / C I M実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、事業者と四国地方整備局で協議し、「B I M / C I M実施（変更）計画書」を作成する。

また、作成したB I M / C I M実施計画書(変更含む)に基づき、本業務を実施する。

- ① 業務概要
- ② 整理すべき課題
- ③ B I M / C I Mの実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- ④ 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- ⑤ 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- ⑥ 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- ⑦ 3次元モデルの作成担当者
- ⑧ 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2) B I M / C I M 実施報告書の作成

B I M / C I M実施計画書に基づくB I M / C I Mの活用について、B I M / C I M実施計画書に以下の内容を追記して作成する。

- ① 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- ② 省人化の効果（前段階から引継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3) 成果品の作成

事業者は、以下の内容を納品すること。様式についてはB I M / C I Mポータル

サイトに掲載されているものを使用すること。

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000140.html

- ① B I M / C I M 実施計画書・見積書（変更含む）
- ② B I M / C I M 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- ③ 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式※、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

※納品する土工形状モデルには、横断形状の変化する箇所の横断形状データを加えるものとし、J-LandXML で出力したものを納品すること。

なお、横断形状データについては、「B I M / C I M 取扱要領」（国土交通省：令和7年3月）P29の「【参考】土工モデルの横断形状データについて」を参照すること。

4) その他

最新の情報はB I M / C I M ポータルサイトで提供されているので、適宜参照すること。

（4）電線共同溝詳細設計

1) 概算発注

本事業は概算（数量）発注であるので、事業者は、工事の実施に先立ち、詳細設計を行い四国地方整備局に提出し、当該設計図書等により施工しなければならない。

2) 設計条件

設計条件は下記のとおりとする。

- ① 設計延長 1.85km（道路延長 2.2km）

- ② 舗装厚

歩道部	表層	4 cm または 5 cm
	路盤	10cm
車道部	表層	5 cm
	中間層	5 cm
	基層	5 cm
	上層路盤	8 cm
	上層路盤	15cm
	下層路盤	15cm

- ③ 参画公益事業者は次のとおり予定している。

四国電力、N T T 西日本、S T N e t、K D D I、N T T ドコモ、香川県警察、国土交通省

3) 業務内容

業務内容は以下のとおりである。

- ① 設計計画
- ② 全体設計
 - a) 現地踏査
 - b) 設計条件の整理・検討
 - c) 平面・縦断設計
 - d) 数量計算
- ③ 管路部設計
- ④ 特殊部設計
- ⑤ 地上機器部設計
- ⑥ その他設計
 - a) 道路照明（交差点照明を含む）施設詳細設計

○業務内容

「R 4－5 年度設計報告書」及び「R 6 年度設計報告書」の内容及び既存の道路条件を基に、連続照明について電線共同溝の利用を基本とする配線系統の検討を行い、分電盤位置、配線ケーブル仕様の決定を行うとともに、電線共同溝から道路・照明までの引込管路について検討を行い、配線・配管図を作成、全体数量として、総括表と平面図を作成する。

○設計条件

- ・ 灯具型式：LED 灯
- ・ 構造型式：共架柱
- ・ 設計速度：V = 60 km/h

- b) 照明灯基礎詳細設計

○業務内容

「R 4－5 年度設計報告書」及び「R 6 年度設計報告書」の内容及び既存の道路条件を基に、建柱箇所の地先条件、地質条件、地下埋設物条件を踏まえ、照明施設群の基礎設計を行う。基礎は 3 型式（直接基礎・杭基礎・偏芯杭基礎）各 1 ケースを基本とし、経済性、施工性、維持管理等、総合的に優れる型式を選定するものとする。図面作成は、選定した基礎型式毎に構造詳細図を作成する。

- c) 信号・標識等共架設計

○業務内容

信号・標識等共架設計は無電柱化整備事業による景観整備効果を高めるため多目的共架柱により現況の路上占用物件を集約することで路上占用物件数が最小となる共架計画案を作成し、関係機関との協議により共架計画を取りまとめるものとする。

○設計条件

- ・ 共架対象：香川県警察が管理する信号・標識類、本線上への配置が必要

となる四国電力が管理するトランス、道路管理者の設置する標識

⑦ 仮設構造物設計

a) 既設の地下埋設物が支障となる場合は、仮設工法の検討に際して留意するものとする。

b) 仮設照明設計

工事期間中における現況照明施設の消灯が発生する場合は、架空施設を基本とする機能復旧設計を行うものとする。受電契約に係わる関係機関協議が必要となる場合は、協議資料を作成し事前協議により問題点・課題の解消を図り工事施工が可能な設計図面作成を行うものとする。

⑧ 施工計画

施工時に支障物件がある場合は、移設等を考慮し、施工計画を作成するものとする。

⑨ 照査

照査技術者は、下記に示す業務の節目毎に照査を行い、書面にて報告するものとする。

a) 業務計画書の作成時

b) 基本条件の決定時

c) 細部条件及び構造細目の決定時

d) 設計計算書、詳細図、数量計算書及び施工計画の作成時

⑩ 報告書作成

4. 調整マネジメント業務（設計段階）

（１）一般事項

事業者は、事前調査業務並びに詳細設計業務と並行して、以下に記載する各種項目について自ら主体的にこれらの業務をマネジメントし実施すること。

（２）業務計画

事業者は、調整マネジメント業務（設計段階）実施にあたり、次の（３）から（１０）に記載する各種項目について調整マネジメント業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、四国地方整備局へ提出する。

（３）設計説明、地元・関係者機関調整等

事業者は、地域住民及び地権者に対して設計説明会を実施し、内容に対して同意を得るよう努めなければならない。説明対象者と周知方法については、事業者が四国地方整備局及び関係機関と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保した上で、事業者が周知活動を行うものとする。

また、沿道の住民及び道路利用者より、調査方法及び調査要領に関する苦情のあった

場合には、事業者において丁寧に対応するものとし、その内容を四国地方整備局に報告するものとする。また、設計思想に関わる要望等においては、直ちに四国地方整備局に報告するものとする。

1) 関係機関との協議資料作成

関係機関との協議用・説明用として作成する資料は下記のとおりとする。なお、作成にあたっての詳細事項については四国地方整備局に確認すること。

① 地元協議

全体一般図、施工時道路迂回路図、パース

② 占用者協議

全体一般図、施工時道路迂回路図

③ 警察協議

全体一般図、施工時道路切り廻し図、パース

(4) 支障物件等調査及び移転協議

事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。

なお、占用者等への協議は事前に協議内容を業務計画書に記載し、変更がある場合には四国地方整備局へ報告する。協議完了後は、協議結果を四国地方整備局へ報告するものとする。

(5) 家屋調査等

事業者は、「用地関係業務請負基準」の「地盤変動影響調査算定要領」（国土交通省四国地方整備局：令和4年12月改正）及び四国地方整備局制定の公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に関する共通仕様書（平成2年3月27日付け建四技第82号、建四一用第87号）に基づき家屋調査を行うものとし、実施時期は工事着手前と工事完成後とする。

(6) 入線事業者等との電線共同溝の協議

事業者は、詳細設計について、下記に挙げる入線事業者等と協議した上で設計図書を作成するものとする。

入線事業者等との協議にあたっては、事業者は現地踏査結果を反映するとともに、各関係機関から資料を収集し調査・把握したうえで資料をとりまとめ、打合せ資料として作成し、入線事業者等へ提出すること。

香川県警察

四国電力送配電株式会社

西日本電信電話株式会社

株式会社STNet

株式会社NTTドコモ
KDDI株式会社

(7) 入線事業者等と引込管、連系管及び連系設備の協議

事業者は、詳細設計にあたり、前項の入線事業者等と協議した上で引込管、連系管及び連系設備の設計を依頼するものとする。また、電線共同溝と引込管、連系管及び連系設備の同時施工について、調整を行うこと。

(8) 道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整

事業者は、道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画については、事業者が交差道路の道路管理者及び香川県警察と調整を行うものとする。

- ・道路標識及び照明灯は、事業者が関係機関と協議し決定した後、必要な場合は事業者が詳細設計を行うものとする。
- ・信号機の共架については、事業者が香川県警察と協議し決定した後、必要な場合は詳細設計に反映させるものとする。

(9) 電線共同溝整備路線の指定に係る基礎資料の作成

事業者は、電線共同溝整備路線の指定に係る基礎資料の作成を行い、道路管理者との協議資料として提出すること。詳細については、道路管理者の指示に従うこと。

(10) 関係機関協議結果等のとりまとめ

事業者は、調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結果を整理し、四国地方整備局に提出するものとする。

第3 工事業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類、詳細設計図書（以下「事業契約書等」という。）に基づいて、本施設の工事を行うこと。なお、事業者は、工事に支障となる既存施設の移設・解体撤去・復旧等を行うこと。

事業者は、工事業務期間中に電線管理者や河川管理者、地域住民等関係機関と必要な調整を行うものとする。

「土木工事共通仕様書」（四国地方整備局：令和7年3月）に対する特記及び追加仕様事項は、次項以降に示すとおりとする。

(2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。

- 1) 事業契約書に定められた本施設の工事の履行のために必要となる業務は、事業契約書等において四国地方整備局が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- 2) 事業者は、工事業務の実施にあたり必要となる工事説明会等で近隣住民等に工事内容等の周知を行い、作業時間等の了承を得ること。
- 3) 事業者は、工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や近隣商業施設の営業環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- 4) 工事業務期間中の工事用電力使用料、給水排水使用料等については事業者の負担とする。
- 5) 事業者は、工事業務期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- 6) 事業者は、四国地方整備局に対し、工事の進捗状況を適宜（工程の変わり目に応じて年2回程度）報告するものとする。
- 7) 四国地方整備局は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者を確認できるものとする。
- 8) 事業者は、道路占用並びに土木工事施工許可申請等の工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを四国地方整備局に提出すること。
- 9) 事業者は、工事着工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定め、本業務の実施体制を確立した上で施工計画書に記載し、四国地方整備局に提出し、確認を受けること。
- 10) 本業務の履行にあたって、必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。

11) 下請企業における暴力団等の排除

事業者は、下請契約にあたっては、その相手方が下記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を行わないとともに、①から⑤までのいずれかに該当しないことを誓約書にて確認した上で下請契約を行うこと。

また、事業者は、下請契約の相手方が再下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を行うにあたり、その再下請等の相手方が①から⑤までのいずれかに該当しないことを確認すること。

(下請契約からの排除対象者)

- ① 役員等（役員等とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と認められるとき。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

12) 完全週休2日（土日祝）の実施

本工事業務は、四国地方整備局が完全週休2日（土日祝）（現場閉所）に取り組むことを指定する「完全週休2日（土日祝）試行工事（発注者指定方式）」である。

完全週休2日（土日祝）とは、工事着手日から工事完成日までの期間において、現場閉所を土・日・祝日に定めて実施するものをいう。

なお、ゆとりあるプライベート時間を創出する取り組みとして、火曜日から木曜日の祝日を月曜日または金曜日に振り替えを可能とする。

① 積算について

本施設の工事業務費は、完全週休2日（土日祝）の取得に要する費用を、各経費に補正係数を乗じて計上している。ただし、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日祝）に満たないものは、月単位の週休2日の補正係数に変更す

るものとし、月単位の週休2日に満たないものについては月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

② 達成状況の確認方法等について

a) 完全週休2日（土日祝）の対象期間として、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、四国地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、事業者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

b) 現場閉所とは、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。また、土・日・祝日に巡回パトロール、保守点検、見学会、地元協議対応、交通規制上必要となる交通誘導警備など現場管理上、一時的に必要な作業を行う場合で四国地方整備局が認めたものは、作業日として扱わないものとする。

なお、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とし、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休2日（土日祝）を達成しているとみなす。

c) 緊急時にやむを得ず、土・日・祝日に作業を余儀なくされた場合には、四国地方整備局との協議の上、該当の日を対象期間から除外することができる。

d) やむを得ず現場閉所日に現場管理上必要な作業を行う場合については、その都度の協議は必要とせず、連絡方法の取扱いなどの詳細内容を事前に四国地方整備局と確認し施工計画書に記載すること。

e) 火曜日から木曜日の祝日を月曜日または金曜日に振り替える場合には、前月までに確定させ、変更施工計画書を提出するものとする。

f) 事業者は、工事完了精算変更前に完全週休2日（土日祝）の取得結果が確認できる書類を作成し、四国地方整備局に申請するものとする。なお、事業者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、1ヵ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとし、月1回を目安に四国地方整備局による現場閉所状況の確認を受けるものとする。

13) 本工事業務の車道舗装については、日々復旧を原則とする。

14) 熱中症対策に資する間接費の契約変更について

① 本工事業務は、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費を補正のうえ、契約変更を行う試行対象である。

② 試行にあたり、気温の計測方法、計測結果の報告方法について事前に四国地方整備局に確認を行い、施工計画書に記載するものとし、計測結果の資料を四国地方整備局に提出するものとする。なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気

象観測所の気温（作業時間帯の最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（作業時間帯の最高WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。

（３）工事書類の作成・提出

- 1) 工事書類の作成にあたっては、「土木工事書類作成マニュアル」（四国地方整備局：令和 7 年 3 月）に基づき実施するものとする。
- 2) 「工事関係書類一覧表」（四国地方整備局ホームページ掲載）により、工事着手前に「四国地方整備局へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」に関して四国地方整備局に確認するものとする。
- 3) 2) において電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとする。
- 4) 工事請負関係様式集に基づいた書類の提出にあたっては、「施工管理システム」を利用した書類によることができる。

（４）デジタル工事写真の小黑板情報電子化

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、四国地方整備局及び事業者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事業務では、次の 1) から 4) の全てを実施することとする。

1) 対象機器の導入

事業者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、「写真管理基準」（四国地方整備局：令和 7 年 3 月）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」（URL<<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>>）に記載している技術を使用していること。また、事業者は四国地方整備局に対し、工事着手前に、本工事業務での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア〔（一社）施工管理ソフトウェア産業協会（URL<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>）〕

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

事業者は、1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（案）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事業務における工事写真の取扱いは、写真管理基準及び「デジタル写真管理情報基準」（国土交通省：令和5年3月）に準ずるが、2)に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

事業者は、2)に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に四国地方整備局へ納品するものとする。なお納品時に、事業者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて四国地方整備局へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、四国地方整備局が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール〔（一社）施工管理ソフトウェア産業協会〕

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、進捗報告の際に、四国地方整備局の確認を受けること。

（5）電子納品

- 1) 本工事業務は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、工事の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「工事完成図書の電子納品等要領」（国土交通省：令和5年3月）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたもの（電子成果品）を指す。
- 2) 電子納品にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」（国土交通省：令和6年3月）等関係基準類を参考にするものとし、CALS/ECホームページ（URL<<http://www.cals-ed.go.jp>>）で最新版等を確認すること。
- 3) 電子納品の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、電子成果品及び電子媒体のウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

- 4) 本工事業務は、「オンライン電子納品実施要領【工事編】」（国土交通省：令和7年3月）に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、四国地方整備局が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。オンラインによる納品が実施できない場合は、電子媒体に格納して納品するものとする。なお、工事写真については、オンライン電子納品の対象としないため、別途電子媒体（1部）に格納し提出するものとする。

（6）コリンズへの工事概要の入力

- 1) 土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、下記を参考にすること。

- ① 本工事は、一般国道 11 号における電線共同溝工事である。
- ② 主な工種は電線共同溝工・道路照明設備工である。

- 2) コリンズへの位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所及び座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 香川県高松市林町 緯度 34° 18' 19" 経度 134° 04' 13"

終点 香川県高松市太田下町 緯度 34° 18' 35" 経度 134° 02' 51"

- 3) コリンズへのテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、テクリス番号を登録すること。本事業の調査・設計業務の名称およびテクリス番号を登録すること。

（7）ICT活用工事について（施工者希望Ⅱ型（作業土工（床堀工）））

- 1) ICT活用工事

本工事業務は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT（作業土工（床堀工））の全面的活用を図るため、事業者の提案により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

- 2) 定義

- ① i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事業務では、事業者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

- ② ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を活用する工事である。また、次のa)（選択）、b)～d)の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。対象は、作業土工（床掘工）とする。
- a) 従来手法（選択）
 - b) 3次元設計データ作成
 - c) ICT建設機械による施工
 - d) 3次元データの納品
- 3) 事業者は、作業土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む。）までに四国地方整備局へ提案を行い、以下4)～6)によりICT施工技術の活用を行うことができる。
- 4) 原則、本工事業務においては、2)②のa)（選択）、b)～d)の段階でICT施工技術を活用することとし、作業土工（床掘工）について施工範囲の全てで適用するが、事業者は、具体的な工事内容及び数量、対象範囲を施工計画書に明示し、四国地方整備局に確認するものとする。なお、作業土工（床掘工）以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案した場合は、作業土工（床掘工）と共にその実施内容等について施工計画書に記載し、四国地方整備局に説明するものとする。
- 5) ICT施工技術を用い、以下の施工を実施すること。
- ① 起工測量（従来手法選択）

事業者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはICTを用いた起工測量が選択できるものとし、作業土工（床掘工）以外の工種で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用する。

ICTを用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、下記a)～g)から選択（複数以上可）して測量を行うことができるものとする。

 - a) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
 - b) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - c) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - d) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - e) TS等光波方式を用いた起工測量
 - f) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
 - g) RTK-GNSSを用いた起工測量
 - ② 3次元設計データ作成

事業者は、5)①で得られた測量データと、設計段階で得られた設計図を用いて、ICT建設機械による施工を行うため、3次元設計データを作成する。
 - ③ ICT建設機械による施工

事業者は、作成した3次元設計データを用いて、作業に応じて以下に示すICT建設機械を選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに

あたっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 31 日国土交通省告示第 240 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。

a) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業機械の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、作業土工（床掘工）を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は四国地方整備局に確認の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④3次元データの納品

5) ②により作成した3次元設計データを、工事完成図書として電子納品すること。

6) 上記5) ①（選択）②③の施工を実施するために使用するICT機器類は、事業者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、事業者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に四国地方整備局に確認すること。四国地方整備局は、3次元設計データの作成に必要な予備設計等において作成したCADデータを事業者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる予備設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に事業者に貸与するものとする。

7) 本事項に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、四国地方整備局と協議するものとする。

8) ICT活用工事における適用（用語の定義）について

「図面」とは、入札に際して四国地方整備局が示した設計図、四国地方整備局から変更又は追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。なお、本要求水準書等に基づき四国地方整備局が事業者に指示した図面及び事業者が提出し、四国地方整備局が確認した図面を含むものとする。

9) I C T活用工事の費用について

事業者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む。）までに作業土工（床掘工）および作業土工（床掘工）以外の工種に関する I C T活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、四国地方整備局へ提案を行った場合、I C T施工技術の活用を実施する項目については、各段階を契約変更の対象とし、以下の積算要領により費用を計上することとする。

- ・ I C T活用工事（作業土工（床掘工））積算要領（令和7年4月）

ただし、3次元起工測量を実施するとともに、3次元設計データの作成を行う場合は、事業者は四国地方整備局からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、四国地方整備局はその妥当性を確認した上で契約変更の対象とする。

(8) I C T活用工事について（施工者希望Ⅱ型（舗装工））

1) I C T活用工事

本工事業務は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T（舗装工）の全面的活用を図るため、事業者の提案により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する I C T活用工事の対象工事である。

2) 定義

① i-Construction とは、I C T施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事業務では、事業者の希望により、その実現に向けて I C T施工技術を活用した工事（I C T活用工事）を実施するものとする。

② I C T活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、I C T施工技術を活用する工事である。また、次の a) ～e) の全ての段階で I C T施工技術を活用することを I C T活用工事という。対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事、または舗装を含む工事とする。

- a) 3次元起工測量
- b) 3次元設計データ作成
- c) I C T建設機械による施工
- d) 3次元出来形管理等の施工管理
- e) 3次元データの納品

3) 事業者は、舗装工および付帯構造物設置工において I C T施工技術を活用できる。

I C T施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む。）までに四国地方整備局へ提案を行い、以下4)～6)により I C T施工技術の活用を行うことができる。

4) 原則、本工事業務においては、2) ②a) ～e) の全ての段階で I C T 施工技術を活用することとし、舗装工について施工範囲の全てで適用するが、事業者は、具体的な工事内容及び数量、対象範囲を施工計画書に明示し、四国地方整備局に確認するものとする。なお、舗装工以外の工種に関する I C T 施工技術の活用を提案した場合は、舗装工と共にその実施内容等について施工計画書に記載し、四国地方整備局に説明するものとする。

5) I C T 施工技術を用い、以下の施工を実施すること。

① 3次元起工測量

事業者は、起工測量にあたって、以下 a) ～d) のいずれかまたは複数の方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での 3次元データが活用できる場合においては、四国地方整備局に確認の上、管理断面および変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。

- a) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- b) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- c) T S 等光波方式を用いた起工測量
- d) T S (ノンプリズム方式) を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

事業者は、5) ①で得られた測量データと、設計段階で得られた設計図を用いて、I C T 建設機械による施工を行うため、3次元設計データを作成する。

③ I C T 建設機械による施工

事業者は、作成した 3次元設計データを用いて、下記に示す I C T 建設機械により路盤工の施工を実施する。

a) 3次元MC建設機械

MCとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業機械の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3次元マシンガイダンス技術を用いて、作業土工（床掘工）を実施する。

但し、現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は四国地方整備局に確認の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に 3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5) ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものと

する。

a) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下イ）～ロ）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下イ）～ロ）を原則とするが、現場条件等により以下ハ）～二）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

イ）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

ロ）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

ハ）TS等光波方式を用いた出来形管理

二）TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率となる場合および降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、四国地方整備局に確認の上、管理断面および変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。

⑤ 3次元データの納品

5) ①②④により作成した3次元設計データを、工事完成図書として電子納品すること。

6) 上記5) ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、事業者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、事業者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に四国地方整備局に確認すること。四国地方整備局は、3次元設計データの作成に必要な予備設計等において作成したCADデータを事業者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる予備設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に事業者に貸与するものとする。

7) 本事項に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、四国地方整備局と協議するものとする。

8) ICT活用工事における適用（用語の定義）について

「図面」とは、入札に際して四国地方整備局が示した設計図、四国地方整備局から変更又は追加された設計図、工事完成図、3次元データ等をいう。なお、本要求

水準書等に基づき四国地方整備局が事業者に指示した図面及び事業者が提出し、四国地方整備局が確認した図面を含むものとする。

9) ICT活用工事の費用について

事業者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む。）までに舗装工および舗装工以外の工種に関するICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、四国地方整備局へ提案を行った場合、ICT施工技術の活用を実施する項目については、各段階を契約変更の対象とし、以下の積算要領により費用を計上することとする。

・ICT活用工事（舗装工）積算要領（令和7年4月）

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」および「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

① 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、四国地方整備局からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、四国地方整備局は費用の妥当性を確認した上で契約変更の対象とする。

なお、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、官積算と見積額を比較し、官積算額を上限に計上するものとする。

また、見積書の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

② 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行う場合の費用の計上方法については、事業者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、四国地方整備局からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

事業者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、事業者からの見積の提出がない場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下のa)～b)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率および現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- a) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- b) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

事業者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関する I C T 活用について四国地方整備局へ確認を行う。

また、舗装工についても I C T 活用に関する具体的な工事内容・数量および対象範囲を明示し確認がなされ、それぞれの確認が整った場合、I C T 施工技術の活用の実施に関わる項目については、各段階を契約変更の対象とする。

（９）B I M / C I M 適用工事について

本工事業務は、B I M / C I M 適用工事（受注者希望型）である。事業者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、四国地方整備局及び事業者間で協議し、次の１）～３）により実施すること。

なお、事業者より提案された推奨項目のB I M / C I M 実施に係る内容及び費用については、事業者が「B I M / C I M 実施計画書」及び見積書を四国地方整備局に提出し、四国地方整備局が実施内容と効果の把握を行い、妥当性を確認した項目については、契約変更の対象とする。

（参考）3次元モデルの作成の目安

詳細度	200～300 程度 ※ 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（B I M / C I M 取扱要領「附属資料２ オブジェクトの分類」を参照。）

１）B I M / C I M 実施計画書の作成

事業者は、B I M / C I M の実施内容や、納品方法等を四国地方整備局と協議し決定した結果を「B I M / C I M 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、四国地方整備局に報告し、B I M / C I M 実施（変更）計画書を作成すること。また、作成したB I M / C I M 実施計画書（変更含む。）に基づき、本工事業務を実施すること。作成するB I M / C I M 実施（変更）計画書の項目は下記のとおりとする。

- ① 工事概要
- ② 整理すべき課題
- ③ B I M / C I M の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- ④ 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- ⑤ 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

- ⑥ 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品、ファイル形式
- ⑦ 3次元モデルの作成担当者
- ⑧ 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2) B I M / C I M 実施報告書の作成

B I M / C I M 実施計画書に基づく 3次元モデルの活用について、以下の内容を記載した B I M / C I M 実施報告書を作成すること。

- ① 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- ② 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3) 成果の納品

以下の内容を納品することとし、様式については、B I M / C I M ポータルサイトに掲載されているものを使用すること。

- ① B I M / C I M 実施計画書・見積書（変更含む。）
- ② B I M / C I M 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシート含む。）
- ③ 作成した 3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J - L a n d XML 形式、I F C 形式）、統合モデル、動画等）

4) その他

最新の情報は B I M / C I M ポータルサイトで提供されているので、適宜参照すること。

（ 1 0 ） 施工計画における特記事項

事業者は、工事着手しようとする部分（準備工・本体工・仮設工等）毎に施工計画書を作成し、工事着手前までに四国地方整備局に提出すること。施工計画書の作成にあたっては、次の点に留意すること。

- ① 本工事業務において新技術を活用する場合は、施工計画書に追加事項として「新技術の活用」（技術名、N E T I S 番号、施工量、使用数量、施工時期等）の項目を記載すること。
- ② 事業者は、入札時の技術提案（具体的な施工計画）が要求水準を上回る内容の場合は、当該技術提案に基づいて本工事業務を履行するものとし、事業者が行う履行確認計画（履行確認の方法・頻度等）を四国地方整備局へ確認し、工事着手前に提出する施工計画書の記載に反映すること。

1) 新技術活用の促進について

- ① 本工事業務は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、新技術活用促進を図るため、事業者が原則 1 技術以上を選定したうえで活用を図る新技術活

用工事である。なお、事業者が下記に示す新技術のうち選定したうえで有用と思われる新技術がある場合は、四国地方整備局に報告を行い活用ができるものとする。

- a) i-Construction における「ICTの全面的な活用」に基づいて適用する技術
- b) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
- c) 「公共工事等における新技術活用システム」実施要領のテーマ設定型（技術公募）で作成された技術比較表に掲載されている技術
- d) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
- e) その他、i) 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、ii) 公共工事等において実用段階に達している技術であって、iii) 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

なお、上記 e) の新技術を選定する場合は、当該技術が i) ～ iii) を満たすことが確認できる資料を四国地方整備局に提出するものとする。

- ② NETIS 登録技術の施工にあたっては、本要求水準書によるほか「新技術情報提供システム（NETIS）（URL<<https://www.netis.mlit.go.jp>>）に掲載されている NETIS（評価情報）に留意するものとする。
- ③ NETIS 登録技術の施工にあたり疑義がある場合には、NETIS 申請者に確認すること。
- ④ 当該技術の施工において、当該技術に起因すると考えられる不具合が生じた場合は、事業者の責任で治癒すること。
- ⑤ NETIS 登録技術の施工においては、「新技術活用効果調査」を行うものとする。なお、活用結果は、「新技術情報システム（NETIS）」の「活用効果調査入力システム」に入力したデータを四国地方整備局に提出するものとする。ただし、NETIS 番号の末尾が（-VE）の新技術については「新技術活用効果調査」を行わないものとする。
- ⑥ 事業者は新技術選定後、活用する NETIS 登録技術については、施工前に「活用計画書」を四国地方整備局に提出すること。
- ⑦ 事業者は、本工事業務によって知り得た当該技術に係わる情報は、四国地方整備局の許可なく公表してはならない。
- ⑧ 新技術活用に係る経費は、「i-Construction における「ICTの全面的な活用」について」に基づく新技術の活用を除き、契約変更の対象としない。

（１１）工程計画における特記事項

１）工期

工期には、施工に必要な実日数（稼働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間：0日間 ※1

② 後片付け期間：20日間 ※1

③ 休日及び天候等による作業不能日：843日間 ※2

※1 ①及び②には雨天・休日等の日数を含んでおり、③には準備・後片付け期間内の雨天・休日等の日数は含んでいない。

※2 土日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇の他、悪天候により作業が出来ない日数、猛暑日日数（8時から17時までの間のWBGT値31以上となる時間を日数換算した日数）を含む。

④ 悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、事業者は四国地方整備局へ工期の延長を協議することができる。なお、工期延長の協議を行う場合には、合わせて乖離状況が確認出来る資料を提出するものとする。

⑤ ④に限らず、猛暑により作業中断を余儀なくされ著しく作業効率が低下するなど、日単位でなく時間単位で中断した場合にも工期の延長を協議することができる。

2) 作業時間

本工事業務の作業時間帯は、下記に示すとおりとする。なお、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに四国地方整備局へ報告すること。

夜間作業開始：21時00分～作業終了：6時00分

3) 工事工程の共有・工期延期

事業者は、工事着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む。）を作成し、四国地方整備局と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「四国地方整備局」又は「事業者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に四国地方整備局と事業者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような事業者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 四国地方整備局と事業者間で共有した工事工程の条件に変更が生じた場合

② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。

また、事業者の作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

4) 事業者は、上記の工事工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を遂行するものとする。

5) 工事の中止について

四国地方整備局と関連機関との協議により、工事の全体又は一部において、工事着手が出来なくなった場合、工事の中止を通知することがある。

なお、この通知に伴い工期変更の必要が生じる場合には、四国地方整備局と協議することができる。

(12) 現場管理における特記事項

1) 打合せ

工事業務を適正かつ円滑に実施するため、四国地方整備局と事業者は、常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2) 工事現場における説明性の向上

事業者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事業務内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。また、事業者は工事現場作業員に対し、工事業務内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

3) 工事現場の現場環境改善

工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、事業者は施工に際し、この趣旨を理解し四国地方整備局と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

現場環境改善として実施する内容は、以下①～④とするが、実施が困難な場合は、四国地方整備局へ確認すること。

①仮設備関係

振動騒音対策を実施すること。

②営繕関係

現場事務所の快適化、現場休憩所の快適化を実施すること。

③安全関係

安全施設のイメージアップ向上を実施すること。

④地域連携

地域に対しわかりやすく工事内容周知を実施すること。

現場環境改善の具体的な内容や実施時期については、施工計画書に含め提出すること。

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、四国地方整備局と協議のうえ、現場環境改善費（率計上）の 50%を上限として契約変更の対象とする。

事業者が希望する場合、建設業の広報活動・啓発活動の一環として「建設現場の見える化」に取り組むことができる工事である。

実施内容については四国地方整備局に確認を行い、決定するものとする。なお、「建設現場の見える化」に要した費用については、現場環境改善費（率計上）で対応することを基本とする。

4) 快適トイレの試行

事業者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ① 洋式（洋風）便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む。）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする。）

【付属品として備えるもの】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 便房内寸法 900×900 mm以上（面積ではない。）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む。）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

事業者は、上記の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について四国地方整備局と協議することとし、工事完了精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑩の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に契約変更の対象とする。

なお、契約変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事までとする。

ただし、1 工事内の施工延長が長いなど、現場の条件により複数設置する必要がある場合には、四国地方整備局と協議を行い、必要と認められる費用については変更契約できるものとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2 基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

5) 特定外来種の対応について

本工事業務の実施にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16 年法律第 78 号)による特定外来生物が確認された場合は、速やかに四国地方整備局に報告するものとし、対応については四国地方整備局の指示によるものとする。

(13) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

- 1) 本工事業務では、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事業務における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定している。

① 分別解体等の方法

工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

時間帯	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	片道 運搬距離
夜間	アスファルト殻	(株)瀬戸アスコン 高松工場	高松市牟礼町大町 2547-5	9.7km

上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、事業者の提示する施設と異なる場合においても契約変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、事業者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③ 受入時間等

(株)瀬戸アスコン高松工場

平日・土曜・祝日：8時00分～17時00分(第2・4土曜日は休日)

日曜：休日

夜間：事前協議により受入可

- 2) 事業者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき以下の事項を書面に記載し、四国地方整備局に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

2. 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務

事業者は、電線共同溝の施工に伴い、工事において支障となる既設埋設物及び既存の電柱・電線・歩道（舗装・縁石含む）・付属施設・照明施設等の移設・解体撤去及び復旧を行うこと。なお、既存支障施設には共架設備（信号・標識等）を含む。本業務実施に際して、事業者は以下の事項に留意すること。

なお、四国地方整備局及び事業者間の協議に基づき、要求水準変更を行うものとする。

- 1) 試掘調査等の結果を踏まえ、支障物件の種類、範囲等を記入した移設計画平面・横断図を作成し、占用者に移設箇所、位置等の確認を行うこと。
- 2) 事業者が行う信号・標識等の移設に当たっては、車両及び歩行者の安全な通行を確保するよう、活線工事の実施や適切な仮設設備の導入を検討すること。
- 3) 本業務に係る工事施工後は速やかに舗装の仮復旧を行い、車両及び歩行者の安全な通行を確保すること。

- 4) 工事において支障となる施設のうち電力供給が必要な施設（照明施設・信号等）の移設・解体撤去及び復旧に当たっては、新設施設の設置後、電力線の入線・供給開始までは当該新設施設に架空線により受電することとし、本施設の完成（引渡）までに不要となった旧施設（電線埋設管を含む。）の解体撤去及び舗装復旧等を行うこと。
- 5) 工事区域上空における架空線の防護管設置の費用については見込んでいないが、架空線に近接した工事の施工にあたっての架空線管理者（防護管施工会社含む）との協議により、架空線管理者（防護管施工会社含む）から防護管設置の費用負担を求められた場合、その費用については、契約変更の対象とする。
- 6) 当初計上している率分は、過年度の工事実績を基に包括的に算出したものであり、率分に含まれる内訳等の項目については明示しない。契約後において、支障施設の移設等に関する費用が確定した後、契約変更の対象とする。

3. 電線共同溝工事業務

(1) 基本事項

1) 共通

① 品質証明員の配置

本工事業務は、品質証明員の配置対象工事とする。

品質証明員の資格は、下記のいずれかに該当すること。

- a) 現場経験 10 年以上で、技術士若しくは 1 級土木施工管理技士の資格を有するもの
- b) 建設行政経験 20 年以上で、総括監督員、主任監督員又は、技術検査官と同等の経験を有するもの

② 建設副産物等

事業者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成后 5 年間保存すること。

- a) 本工事業務は、建設発生土情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、事業者は、工事の実施にあたっては、土量、土質、土工工期等に変更があった場合、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。
- b) 本工事業務は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、事業者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、四国地方整備局と協議しなければならない。
- c) 建設リサイクル法第 11 条通知完了連絡書の送付

事業者は、建設リサイクル法第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知

を行った旨の書面を四国地方整備局より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。

d) 建設発生土の搬出

本工事の夜間施工における建設発生土については、残土仮置場への仮置を見込んでおり、片道運搬距離は工事区間の中心より L=10.0km としている。残土仮置場は、事前に四国地方整備局と協議を行うこととし、必要と認められる経費については、契約変更の対象とする。

本工事の残土のうち一部は、(有)五峰産業 一般建設残土処分場（高松市庵治町字松尾 2529-1 他 18 筆 残土仮置場より片道運搬距離 L=14.7km）に搬出を想定している。

上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者の指示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

また、本工事の残土のうち一部は、片道運搬距離 L=19.5km 以下の場所に搬出を想定している。なお、搬出先については四国地方整備局の指示する場所とする。

e) 建設副産物の適正処理

建設副産物の搬出にあたっては、その適正な処置を確認するために、追跡調査を実施する場合がある。

f) 舗装の切断作業時に発生する排水の処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理すること。

「適正に処理」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供する必要があることをいう。

なお、四国地方整備局から請求があった場合は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示しなければならない。

③ 施工管理

a) 四国地方整備局が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」（令和 7 年 3 月）により施工管理を行うにあたって、その記録及び関係書類の作成について、「施工管理システム」を利用することができる。

b) 写真管理

事業契約書別紙 4 第 3 に定める業績等の監視等においてデジタル写真を確認し、写真編集が発見された場合は、指名停止等の措置をとる場合がある。

c) 指定工種

本工事業務のうち下記に示す工種（施工後ただちに検査を受けなければ確認が困難な工種（以下「指定工種」という。））は、施工後ただちに四国地方整備局の確認を受けなければならない。

イ) 道路照明設備工

ロ) 区画線工

ハ) 道路植栽工

ニ) その他四国地方整備局の指示したもの

d) 建設現場における遠隔臨場の実施

イ) 建設現場における遠隔臨場は、事業者における段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化や四国地方整備局における現場臨場の削減による効率的な時間の活用等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」（国土交通省：令和5年3月）の内容に従い実施すること。

ロ) 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件（通信障害、悪天候等）により遠隔臨場の適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、四国地方整備局及び事業者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。事業者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあたり、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」別表1～3を参考とすること。

ハ) 実施内容

i) 段階確認・材料確認、立会での確認

事業者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して段階確認・材料確認と立会を行うものである。

ii) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は事業者が手配、設置するものとする。

iii) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に四国地方整備局及び事業者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、四国地方整備局等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は四国地方整備局及び事業者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるもの

ではない。

iv) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、当初計上していない。詳細については、最新の実施要領を参照することとし、四国地方整備局と協議の上、契約変更の対象とする。

v) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」（令和5年3月3日：国不建第578号）等に従い、監督処分を実施する。

e) 埋蔵文化財調査

本工区内の埋蔵文化財調査は全て完了しているが、床掘等により埋蔵文化財等が確認された場合は、四国地方整備局に報告すること。

f) 工事現場発生日

現場発生日のうち道路照明器具は、高松国道維持出張所（高松市鬼無町山口704-1）、道路照明柱は、国道32号福家高架橋下資材置場（高松市国分寺町福家甲516-3）に運搬するものとする。その他、現場発生日が生じた場合は、四国地方整備局が指示する場所に運搬すること。

g) 踏み荒らし料・借地料

本工事業務の実施に際して、踏み荒らし料・借地料の必要が生じた場合は、四国地方整備局と協議を行って実施するものとする。

h) 事業損失防止対策

工事の施工にあたっては、建設公害の発生に充分留意して施工すること。

i) 支障物件

本工事業務の実施に際しては、占用物件について調査を行うものとし、支障物件がある場合は占有者と十分連絡調整を行って対処すること。

④ 工事関係者に対する措置請求

本工事業務においては、以下のとおり地下埋設物等があるため、施工に際しては十分に注意すること。

埋設物	管理者	埋設位置	備考
上水道	香川県広域水道企業団	No. 15～No. 125 付近	
下水道	高松市下水道局	No. 16～No. 42、 No. 44～No. 63、 No. 66～No. 67、 No. 69～No. 95、 No. 98～No. 99、 No. 100～No. 110、	

埋設物	管理者	埋設位置	備考
		No. 113～No. 125 付近	
ガス	四国ガス	No. 15～No. 119 付近	
通信線	西日本電信電話 (NTT インフラネット)	No. 15～No. 119 付近	NTT 西日本 NTT ドコモ
	KDD I	No. 15～No. 125 付近	
電気線	四国電力送配電	No. 21～No. 22、 No. 44～No. 45、 No. 59～No. 69、 No. 85～No. 86、 No. 95～No. 102、 No. 119 付近	
信号	香川県警察本部	No. 15～No. 17、 No. 33～No. 35、 No. 43～No. 45、 No. 55～No. 56、 No. 63～No. 70、 No. 84～No. 86、 No. 94～No. 100、 No. 106～No. 107、 No. 119～No. 125 付近	
照明管	香川河川国道事務所 (高松国道維持出張所)	No. 15～No. 125 付近	
情報 BOX	香川河川国道事務所 (高松国道維持出張所)	No. 15～No. 125 付近	

⑤ 環境対策

本工事業務において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発 58 号）に基づく騒音振動対策の適用範囲に該当する区域で工事を実施する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 13 年 4 月 9 日国土交通省告示第 487 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

本工事業務においては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）（平成 12 年法律第 100 号）及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）及び「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（令和 7 年度国土交通省）に基づき、特定調達品目の資材について、積極的な提案等の努力を行うこととし、使用が可能と

判断される場合は、四国地方整備局に確認を行って使用するものとする。なお、間伐材を使用する場合は、四国産材を優先的に使用することとする。また、事業者は、「特定調達品目調達実績 調査実施要領（請負者用）」（令和6年度国土交通省）に基づき、集計を行い、電子データ（CD-R等）により四国地方整備局に提出しなければならない。

⑥ 大規模災害発生時における道路啓開作業

南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、緊急輸送道路ネットワークを確保するため、早期道路啓開作業を要請する場合がある。

a) 大規模災害発生時における支援部隊の道路啓開業者リスト

大規模災害発生時における支援部隊の道路啓開業者リスト（支援可能な資機材等）を作成し、提出すること。また、変更となった場合はその都度修正し、提出すること。

⑦ 引込管、連系管路及び連系設備の施工

本工事業務のうち、引込管、連系管路及び連系設備については、入線事業者等への委託による施工を基本とする。当初計上している率分は、過年度の工事実績を基に包括的に算出したものであり、率分に含まれる内訳等の項目については明示しない。契約後において、引込管、連系管路及び連系設備に関する委託費が確定した後、契約変更の対象とする。

2) 材料

① 適用

下記材料は、使用前に材料に関する資料等を四国地方整備局に提出しなければならない。

材料名	規格・寸法等	備考
埋設標示シート	W=300 2倍	
視覚障害者誘導表示	誘導・警告型	
プレキャストボックス I型トラフ	B1200×H1450×L3000 (蓋・付属品含む)	
プレキャストボックス I型トラフ+地上機器	B1200×H1450×L3000 (蓋・付属品含む)	
プレキャストボックス I型トラフ(3連結)	B1200×H1450×L4500 (蓋・付属品含む)	
プレキャストボックス A-3MH	B2000×H1900×L4300 (蓋・付属品含む)	
プレキャストボックス A-5MH	B1500×H1900×L4000 (蓋・付属品含む)	
プレキャストボックス A-7MH	B1200×H1800×L3000 (蓋・付属品含む)	
プレキャストボックス 通信接続枠	B500×H1050×L20.00 (蓋・付属品含む)	
プレキャストボックス	B500×H500×L1000	

低圧分岐桧	(蓋・付属品含む)	
-------	-----------	--

② 工事材料の品質

主要資材のうち JIS 規格品以外のものについては、材料の品質証明等に関する資料の提出及び確認の要否について工事業務着手時に決定するものとし、提出及び確認を必要とした材料については、使用前に資料を四国地方整備局に提出するものとし、必要に応じ確認を受けなければならない。

③ 鋼材（一般事項）

JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）については SD345 の製品とする。（ただし、プレキャスト製品は除く）。

④ セメント・コンクリート製品

セメント・コンクリート製品で JIS 規格品以外のものは材令 28 日における圧縮強度が 18N/mm^2 以上の製品とする。

⑤ 無筋・鉄筋コンクリート（工場の選定）

a) レディーミクストコンクリートは次表のとおりとする。

[普通コンクリート空気量 4.5%]

種別	粗骨材の 最大寸法	スランプ	水セメント 比	呼び強度	摘要
無筋コンクリート	40 mm以下	8 cm	60%以下	18N/mm^2 以上	普通ポルトランドセメント又は高炉セメント（B種）
鉄筋コンクリート	20or25 mm	12 cm	55%以下	24N/mm^2 以上	普通ポルトランドセメント又は高炉セメント（B種）

b) 普通ポルトランドセメント又は高炉セメント（B種）の一部をフライアッシュに置き換えたレディーミクストコンクリートを使用する場合、水セメント比については、水結合材比に読み替えるものとする。

なお、結合材として使用するフライアッシュの種類及び置換量が以下の通りとする。

■種類：JIS A 6201 に規程されたⅠ種、Ⅱ種及び相当品

■置換量：20%以下

※置換量とはフライアッシュの質量を結合材（セメント、フライアッシュ）の質量で除した値を百分率で表したものの。

c) 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は、四国地方整備局に報告しなければならない。

⑥ セメントコンクリート製品の据付

側溝等の布設にあたってモルタルが必要な場合の配合は、容積比で 1（セメント）：3（砂）を標準とし、セメントは普通ポルトランドセメント又は高炉セメント B 種を標準とする。なお、側溝以外の構造物に使用するモルタルについても本項を適用するものとする。

a) 一般事項

砕石基礎工の区分及び規格は次表を標準とする。

区分	規格・寸法等	摘要
砕石基礎	RC-40	

⑦ アスファルト舗装の材料

- a) アスファルトは、ストレートアスファルト針入度 60～80 の規格を適用する。
- b) 下層路盤材は、再生クラッシャーラン（RC-40）又は（RC-30）を標準とし、修正 CBR は 30% 以上とする。また、歩道、路肩、支道及び取合路盤材も同じ材料とする。
- c) 上層路盤材は再生粒調砕石（RM-30）または（RM-25）を標準とし、アスファルトコンクリート再生骨材を含むものは修正 CBR を 90% 以上とする。
- d) 再生加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度範囲は、次表を標準とする。

ふるいの呼び寸法	ふるいを通るものの重量百分率（%）
37.5 mm	100
31.5 mm	95～100
19 mm	50～100
2.36 mm	20～ 60
75 μm	0～ 10

また、425 μm ふるい通過分の P I は 4 以下とする。

- e) 設計針入度の調整は、再生用添加剤又は新アスファルトで行うものとする。なお、再生用添加剤を採用する場合の添加剤の種類は、アスファルト系及び石油潤滑油系とする。
- f) 表層に使用する骨材は、石灰砕石であってはならない。
- g) 加熱アスファルト混合物の種類は次表のとおりとする。

種別	再生粗粒度 アスコン	再生密粒度 アスコン
使用区分	車道部	車道部・歩道部
用途	基 層・中間層	表 層

- h) 密粒度アスコン、粗粒度アスコンのマーシャル試験の突固め回数は、次表のとおりとする。

	車道部	歩道部
突固め回数（回）	両面各 75 回	両面各 50 回

⑧ 海砂代替材を使用した生コンクリートについて

本工事業務において、「四国地区骨材資源対策の基本方針」（国土交通省四国地方整備局：平成15年3月）に基づき、海砂代替材として砕砂、スラグ類、石炭灰（フライアッシュを細骨材補充混和材として使用）、コンクリート再生骨材等を使用することができるものとする。

⑨ 再生資材の使用

再生資材の使用にあたっては、舗装設計施工指針、舗装再生便覧及びコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準等を遵守のうえ、適正な品質を確保すること。

a) 再生資材の利用

事業者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装
	再生粗粒度アスコン(20)	
	再生瀝青安定処理	
再生クラッシャーラン	RC-40、RC-30	基礎材、舗装
再生粒度調整碎石	RM-30	舗装

b) コンクリート副産物から再生された資材について

i) コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

ロ) 事業者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を四国地方整備局に確認すること。

ハ) 事業者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備及び管理し、四国地方整備局からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

ニ) 事業者は、再生資材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品—検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は事業者がその試験に臨場しなければならない。

ホ) 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書」1-3-3-3 配合に従うものとする。

⑩ 材料の流用

施工に際し支障となる歩車道境界ブロック、地先境界ブロックで撤去したものを流用し、再設置することを想定している。

3) 道路土工

① 一般事項

土及び岩の分類において、土・岩又は石の分類はA分類を適用し、その内岩又は石の分類はC分類を適用する。

建設発生土受入れ地は流出・崩壊のないよう排水、保護等に留意すること。

伐開発生物を処理する場合は、四国地方整備局に確認の上、処理するものとする。

② 開削掘削・床掘りの安全対策

開削掘削・床掘りの施工に際し、安全管理上特別な対策を講ずる必要が生じた場合は、四国地方整備局と協議を行って実施すること。

③ 作業土工（床掘り・埋戻し）

埋戻しは現地盤線までとするが、四国地方整備局の承諾を得た部分においては、床掘線と現地盤線の交点で水平となる部分までとすることができる。

④ 舗装復旧工

開削箇所への舗装復旧工については、日々復旧を原則とする。

⑤ 防塵対策

残土搬出時等に運搬路を汚さないため、散水や洗車施設等の防塵対策を実施すること。

4) アスファルト舗装工

歩道路盤の密度については、JIS A 1210 による最大乾燥密度の 85%以上の値が得られるように締め固めなければならない。

（再生）加熱アスファルト安定処理路盤材に使用するアスファルト量は4%とする。

歩道舗装の混合物の密度については、基準密度の 90%以上の値が得られるように締め固めなければならない。

① 区画線工

- a) 区画線の厚さ及び材料使用量は次の表によるものとし、熔融式区画線の路面標示用塗料は JIS K 5665 3種1号とする。

種別	幅	厚	使用量	表面ガラスビーズ散布量
熔融式	15 cm	1.5 mm	—	20kg/km

注) 熔融厚さ 1.0mm もビーズ使用量は同じ。

- b) 契約不適合責任

耐久年数は特殊気象条件、金属性車輪、他の工事による破損の場合のほかは、下記期間耐久するものとし、期間内に区画線として機能を失った場合は事業者の負担において手直し、また再施工により機能を回復するものとする。

熔融式 1年

5) 道路植栽工

植樹にあたっては樹木の根、枝、葉等に損傷をあたえない様に細心の注意をはらうこと。

植え付けは枝張（葉張）、樹形等の状況を確認正しい姿勢に保ちその樹木に適した水極め、土極めいずれかの方法により行うものとする。

幹巻きは、わら・こも等を樹幹及び主要枝に巻き付けしゅろ縄 2 筋にて固定すること。

運搬中は根部に直接日光を当てたり、枝葉を風にさらしたりしないように注意しなければならない。

丸太相互の結束は釘打ち、鉄線掛けとし、結束した鉄線の結び目が側面に出ないようにし、取り付け時の丸太切り口には防腐剤を塗布しておくこと。

支障となる街路樹の移植、撤去・処分は、四国地方整備局と協議の上決定すること。

植生における契約不適合責任期間は 1 年とする。

6) 道路照明設備工

① 一般事項

道路照明柱等に溶融亜鉛メッキ JISH8641 HDZT77 を施すものとする。但し、肉厚 6.0mm 未満のものについては、下記のとおりとする。

種類の記号	膜厚(μm)	適用例
HDZT49	49 以上	厚さ 1 mm以上の素材、直径 12 mm以上のボルト・ナット及び厚さ 2.3 mmを超える座金
HDZT56	56 以上	厚さ 2 mm以上の素材
HDZT63	63 以上	厚さ 3 mm以上の素材
HDZT70	70 以上	厚さ 5 mm以上の素材
HDZT77	77 以上	厚さ 6 mm以上の素材
注) 適用例の欄に示す厚さ及び直径は、公称寸法による。		

② 照明器具等の仕様について

本工事業務で設置する照明器具等の仕様については、以下の仕様書、ガイドラインを満たすこと。

- 「道路・トンネル照明器材仕様書」（平成 30 年版一般社団法人建設電気技術協会）
- 「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」（国土交通省平成 27 年 3 月）

LED道路灯具の技術仕様は、LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)の 4. 照明灯具技術仕様によるほか、LEDモジュール制御装置の定格電圧 AC200V とする。

- 「道路照明施設設置基準・同解説」（社団法人日本道路協会平成 19 年 10 月）
- LED道路照明設計の設計条件は、次の各号によるものとする。

・LED道路照明灯具 「ガイドライン(案)」（KCE120-2）を満足する器具

- ・ 灯具の高さ 12m
- ・ 舗装の種類 アスファルト

e) その他関係法令規則等

③ 照明柱基礎杭の地盤確認

照明柱基礎杭の支持地盤確認方法については、四国地方整備局と協議を行って実施するものとし、その結果を四国地方整備局に報告すること。四国地方整備局が不良箇所と指摘した場合は、四国地方整備局と協議のうえで必要な対策を講ずるものとする。

④ 合いマークの施工

本工事業務で施工する附属物のボルト部については、「附属物(標識、照明施設等)点検要領」(令和6年9月 国土交通省道路局国道・技術課)に基づく“合いマーク”を施工すること。ただし、ベースプレート部分におけるモルタル処理等により、施工後に不可視となる場合は施工を要しない。

⑤ あと施工アンカーボルトの使用

本工事業務で、あと施工アンカーボルトを使用する場合、「あと施工アンカーボルト設計・施工要領(案)・同解説」(一般社団法人建設電気技術協会: 令和7年4月)に基づき施工するとともに、四国地方整備局の確認を受けること。

⑥ 電気需給契約

- a) 電気需給契約が必要な場合、契約手続きは事業者において実施するものとし事前に四国地方整備局に書類を提出し確認を受けること。
- b) 手続き完了後、電力会社による受領が確認出来る書類を提出すること。
- c) 電灯(廃止)申込書についても事前に四国地方整備局に提出し確認を受けること。

⑦ 契約不適合責任

LED照明器具については、事業者が提出した照明設計資料による光学性能を満足しなくなった場合にあっては契約不適合責任を適用する。

7) 電気通信設備工事共通

① 諸法令の遵守

関係諸法令及び諸法規に次のものを追加する。

- a) 内線規程
- b) a)に関連する関係法令、規格等

② 器材の品質

使用する器材については、使用前に四国地方整備局の確認を受けなければならない。(ただし、JIS規格品を除く)

確認を必要とする器材や検査方法については、工事業務着手時に決定するものとし、提出及び確認を必要とした材料については、使用前に資料を四国地方

整備局に提出するものとし、必要に応じ確認を受けなければならない。

③ 提出書類

提出書類に次のものを追加する。

- a) 構造等の検討を必要とする場合の資料
- b) 契約・要求水準変更に必要な資料
- c) 完成図書(取扱説明書を含む。)
- d) その他四国地方整備局の指示するもの

④ 地中配管

- a) 管枕の設置については、直線部において継手部及び中間部 2.5m ピッチを標準とし、曲線部に使用する場合は1本につき1箇所以上とする。
- b) さや管の通線試験は、四国地方整備局と協議し、やむを得ない場合に限って部分的に省略できる。この場合も他の方法で通線を確認し四国地方整備局の確認を受けること。

(2) 公共事業に係る工事の施工に伴う建物等の損害等の調査

1) 損傷調査書

地盤変動影響調査算定要領(四国地方整備局)様式第3について、調査者の押印は不要とする。

2) 水準測量

事業者は、水準測量を実施するにあたって、以下①～⑤に定めるところによるものとする。

- ① 事前調査及び事後調査時において、基準となる点(原則は公共測量作業規程で定める水準点(仮BM含む。))とし、水準点が現地に無い場合は付近に存する沈下等の恐れのない堅固な物件とする。)から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行うものとする。なお、水準測量の実施にあたって使用する基準となる点については、四国地方整備局からの指示による。
- ② 基準となる水準点については、検測するとともに、任意の点の設置や建物等基礎の計測にあたっては、往復により計測するものとする。(②、③、④における往復とは、計測機器を移動して計測することをいう。)
- ③ 任意の点の設置については、昇降式水準測量方式により実施するものとし、その往復観測値の較差の許容範囲は4級水準測量に準じるものとする。
- ④ 建物等基礎の計測については、器高式水準測量方式により実施するものとし、その往復観測値の較差の許容範囲は、原則1mmとする。
- ⑤ ③、④の実施により作成する成果物については、次に掲げる成果物を提出するものとする。

【③に係る成果物】

- a) 観測手簿
- b) 計算簿
- c) 点の記
- d) 精度管理表
- e) 路線図
- f) その他必要と認められる書面及び図面

【④に係る成果物】

- g) 観測手簿
- h) その他必要と認められる書面及び図面

3) 写真撮影

- ① 事業者は、地盤変動影響調査算定要領第 10 条第 1 項の改ざんの防止措置としてカラーフィルム又は修正、書き込み、削除等の防止措置がされたSDカード（デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する場合に限る。）の他に、信憑性確認（改ざん検知機能）を有する機器を使用することができる。なお、使用する機器は、信憑性確認（改ざん検知機能）について、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用することとする。
- ② 事業者は、地盤変動影響調査算定要領第 10 条第 3 項の撮影対象箇所を指示棒等により指示し、黒板等と同時に撮影することに替えて、指示棒等及び黒板等の情報（同要領第 10 条第 3 項各号）を電子画像として、計測する箇所と同時に記録することができる。
- ③ 事業者は、上記①又は②を実施する場合、作業計画書に使用機器の名称を記載するとともに、（一財）日本建設情報総合センターが発行する信憑性確認（改ざん検知機能）適合証の写し等を添付するものとする。
- ④ 事業者は、上記①又は②を実施する場合、写真データを格納した電子媒体（CD-R 等）を 1 部提出するものとする。電子媒体の表面には、事業名称、発注者名称、事業者名称を記載するものとする。
- ⑤ 納品時に、事業者は（一社）施工管理ソフトウェア産業協会が提供するチェックシステム（信憑性チェックツール）又は当該チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや写真ビューアソフトを用いて、写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて四国地方整備局へ提出するものとする。この場合において、信憑性確認結果が、「NG」「対象外」等、「OK」以外となるものは成果物と認めない。なお、提出された信憑性確認の結果を、四国地方整備局が確認することがある。

4) 事前調査書及び図面

写真については、撮影したものをプリントすることに替えて様式第 4 に直接カラー印刷できるものとする。その際の印刷紙は、写真光沢紙又は写真コート紙とし、

写真の規格はL版とする。

（３）完成検査及び完成（引渡）検査

１）検査要領

事業者による完成検査及び完成（引渡）検査は、以下に基づき実施すること。

① 事業者による完成検査

- a) 事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査（導通試験を含む）及び設備機器等の試運転等を実施するものとする。
- b) 事業者による完成検査及び設備機器等の試運転の実施については、それらの実施日の７日前までに四国地方整備局に書面で通知するものとする。
- c) 事業者は、前項の通知後、完成（引渡）検査日の４５日前までに四国地方整備局に完成確認依頼書を提出するものとする。

② 完成（引渡）検査

- a) 四国地方整備局は、完成確認依頼書を受領した後、完成（引渡）検査を実施するものとする。
- b) 完成（引渡）検査は、事業者の立会いのもとに実施する。
- c) 完成（引渡）検査は、四国地方整備局が確認した設計図書及び事業者の用意した施工記録との照合により実施する。
- d) 事業者は、四国地方整備局の行う完成（引渡）検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成（引渡）検査時の手続きと同様とする。
- e) 事業者は、四国地方整備局による完成（引渡）検査後、是正・改善事項がない場合には、四国地方整備局から完成（引渡）検査完了の通知を受けるものとする。

（４）道路工事完成図等の作成等

１）道路工事完成図について

本工事業務は、道路工事完成図等作成の対象工事であり、「道路工事完成図等作成要領（第２版）」（国土交通省：平成２０年１２月）に基づき完成平面図及び完成縦断図の作成を行うものとする。

① 工事完成図

- a) 完成図は完成図作成要領に基づき作成するものとする。なお、成果品は、オンライン電子納品により納品すること。また、オンラインによる納品ができない場合は、電子媒体に格納して納品するものとする。
- b) 作成範囲については、本工事業務の施工範囲を想定しており、工事完成図書の納品にあたっては、土木工事共通仕様書 3-1-1-7「５．道路工事完成図等の電子成果品」に基づき実施すること。

2) 標準歩掛にない新規歩掛について

標準歩掛にない新規歩掛については、施工時の歩掛調査を行うものとする。

3) 施工時歩掛調査について

本工事業務における下記については、当初、類似歩掛で算定しているため、施工時に歩掛調査を行うものとする。

種 別	細 別	名 称	規 格
舗装版破碎工 (夜間)	舗装版破碎	舗装版破碎 積込(電線 共同溝)	アスファルト舗装版 15cm を超え 30cm 未満
管路工(管路部) (夜間)	埋設管路	管路材設置 埋設部	ホテイ管 φ150 直管 さや管含む 5 条 (2 条(φ50)+3 条(φ30))
多目的照明柱設 置・撤去 道路照明設備設置 工(夜間)	多目的照明 柱設置(3 号)	道路照明柱 建柱	H=12.5m 段付テーパーポール メッキ後指定 色・貼紙防止塗装 LED 照明 ジョイント ボックス 管理番号札含む
道路植栽撤去工 (夜間)	撤去	撤去	高木
準備費	試掘調査費 (夜間)	舗装版破碎 積込(電線 共同溝)	アスファルト舗装版 15cm を超え 30cm 未満

4) 1 日未満で完了する作業の積算

- ①「1 日未満で完了する作業の積算」(以下、「1 日未満積算基準」)は、契約変更時の積算のみに適用する。
- ②事業者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について四国地方整備局と協議ができる。
- ③同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- ④事業者は、協議にあたって、1 日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用が分かる資料等)を四国地方整備局に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認出来ない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

5) 契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

本工事業務は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性のチェックを実施する試行工事である。

4. 調整マネジメント業務（工事段階）

（１）一般事項

事業者は、既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務並びに電線共同溝工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について、自ら主体的にこれらの業務をマネジメントし実施する。

なお、調整マネジメント業務（工事段階）については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（設計段階）で実施してもよい。

また、調整マネジメント業務（工事段階）においても、必要に応じて調整マネジメント業務（設計段階）を行うこと。調整マネジメント業務（設計段階）の実施内容、占用者等及び関係機関との協議、要求水準等については、第２４．調整マネジメント業務（設計段階）に準じるものとする。

（２）業務計画

事業者は、調整マネジメント業務（工事段階）の実施にあたり、次の（３）から（６）に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前営業日までに、四国地方整備局へ提出する。

（３）工事期間における規制箇所等調整

工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着工前に、道路管理者及び交通管理者等関係機関と調整を行うものとする。また、必要に応じて、占用調整会議を行うこととする。

（４）隣接家屋・店舗等との出入口調整

隣接家屋・店舗等との出入口については、道路管理者との協議に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。

（５）地元に対する工事説明会

事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については第２４（３）に準じるものとする。

（６）関係機関協議結果等のとりまとめ

事業者は、調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結果を整理し、四国地方整備局に提出するものとする。提出期間は工事着手から施設引渡しまでとし、提出は毎年度末の営業日までとする。

5. 本施設の所有権移転業務

事業者は、四国地方整備局による完成（引渡）検査完了後、国に対して所有権移転対象施設の所有権を移転すること。

なお、本施設の引渡予定日は令和 15 年 3 月 31 日とする。

第4 工事監理業務

1. 工事監理業務

(1) 一般事項

事業者は、「発注者支援業務共通仕様書・令和7年度」（令和6年12月四国地方整備局）及び「土木工事監督技術基準（案）」（令和4年3月31日国官技355号）に基づき、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

(2) 業務計画

事業者は、工事監理業務の実施にあたり業務計画書を作成し、工事業務着手予定の前営業日までに、四国地方整備局へ提出すること。

(3) 業務の実施

事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報）を四国地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うとともに、四国地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出期間は工事着手月から施設引渡し月までとし、提出は毎月末の営業日までとする。

第5 維持管理業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、維持管理対象施設を対象とし、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、維持管理対象施設の性能及び機能を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、以下の内容の維持管理業務を実施すること。

事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「電線共同溝管理の手引き（案）」（国土交通省：令和5年3月）、「電線共同溝整備マニュアル」、「別紙4 四国地方整備局電線共同溝管理規程（案）」、「別紙5 四国地方整備局電線共同溝保安細則（案）」及び「別紙6 電線共同溝管理台帳作成要領」にも準拠すること。

- 1) 点検業務
- 2) 補修業務
- 3) 台帳作成・管理業務
- 4) 調整マネジメント業務（維持管理段階）

(2) 業務期間

維持管理業務の期間は、事業者が国に電線共同溝の所有権を移転した日（令和15年4月頃）の翌日より、令和37年3月末日までとする。

(3) 業務実施体制

事業者は、上記(1)の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理責任者を設置し、四国地方整備局に通知すること。また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を確立すること。さらに、業務の実施に際しては、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、業務及び作業に適した服装で名札を着用させること。

(4) 提出書類

事業者は、業務期間中、維持管理業務の実施に際し、以下の書類を作成し、四国地方整備局に提出、確認を受けること。

1) 業務計画書

事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を作成し、四国地方整備局へ提出すること。また、事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、当該業務計画書に則って適切に業務を遂行すること。

また、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出すること。

- ・業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合
- ・四国地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

表 業務計画書と提出時期

提出時期	業務計画書の区分	
維持管理業務開始予定日の前日まで	業務計画書	・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務担当者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時・災害時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項
当該事業年度が開始する日の1ヶ月前まで	年間業務計画書	・上記項目における当該年度実施分

2) 業務報告書

事業者は、業務ごとの実施状況について以下に示す業務報告書を作成し、四国地方整備局へ提出し、確認を受けること。

表 業務報告書等と提出時期

提出時期	業務報告書等の区分	
		添付すべき資料
業務開始後速やかに	・入線・抜柱の管理 ・管理台帳の作成及び修正	・入線・抜柱実施計画書 ・電線共同溝管理台帳の作成 ・情報BOX台帳の修正 ・敷地調査図の修正
実施後速やかに	・点検・補修記録	・点検記録表 ・補修結果記録
	・事務手続き記録	・入線事業者の台帳閲覧申請記録 ・電線共同溝の入構記録
	・関係機関協議結果	・打合せ記録簿 ・入線・抜柱協議結果 ・苦情等及びその対応結果 ・その他、必要な資料
年報（各事業年度終了後10日以内）	・入線・抜柱の状況 ・管理台帳の修正	・年報 ・入線・抜柱完了報告書 ・電線共同溝管理台帳の修正 ※修正がない年度は提出不要

※ただし、最終事業年度の最終月は年報等を提出すること。

3) その他の業務報告

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに四国地方整備局に報告すること。また、四国地方整備局から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応すること。

(5) 業務の実施

事業者は、業務の実施に際して次のことを対応すること。

1) 苦情等への対応

事業者は、市民や電線共同溝利用者等からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する場合は速やかに四国地方整備局に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果を四国地方整備局に報告すること。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等（地域住民等からの苦情等）を受けた場合、速やかに四国地方整備局に報告し、対応について協議すること。

2) 想定外の事態への対応

事業者は、想定外の事態の発生、又は発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応すること。

3) 災害時・非常時の対応

火災等の緊急事態が発生した場合は、事業者は、直ちに非常時の指示命令系統及び連絡体制に従い連絡・通報すること。

4) 危険物・火気の取扱い

事業者は、業務実施等に際し、原則として火気等は使用してはならない。火気を使用する場合は、事前に四国地方整備局の承諾を得ること。

(6) 維持管理関連貸与図面等

事業者は、図面・資料等を、維持管理期間中、四国地方整備局より借り受けた場合は、善良な管理者の注意をもって管理すること。

(7) 打合せ

維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、四国地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

主な打合せ時期は、次の通りとする。

1) 業務計画書作成時

初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。

- 2) 業務報告書提出時
- 3) 入線・抜柱等の調整のための協議時（実施時期は適宜）

2. 点検業務

（1）一般事項

点検業務は、維持管理対象施設の性能を満足することを目的に、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検と必要な補修を行うものとする。点検の結果等により、上記の目的を達成できないおそれがある場合は、必要な対応を実施すること。

（2）要求水準

- 1) 事業者は、2) 及び3) の点検を実施すること。
- 2) 「電線共同溝整備マニュアル」を参考にして点検を実施すること。なお、日常点検については、徒歩による目視点検を1年に1回は行うこと。
- 3) 特殊部については、施設完成（引渡）後5年毎に1回内部を点検すること。
- 4) 事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施すること。

（3）特記事項

1) 点検

四国地方整備局が行う道路巡回時に維持管理対象施設の異常を発見した場合は、四国地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、四国地方整備局と協議の上点検を行うこと。

2) 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応

災害等が発生した場合又は不測の事態が発生した場合は、事業者は安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに四国地方整備局に報告すること。

3) 応急措置

点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずること。

3. 補修業務

（1）一般事項

電線共同溝について施設性能の維持を目的として、電線共同溝の補修を実施する。

なお、補修業務に要する費用については、当初は計上していない。四国地方整備局及び事業者間の協議に基づき、契約変更を行うものとする。

（２）要求水準

事業者は、点検の結果、補修が必要と判断した場合には、四国地方整備局と協議の上補修を行い、電線共同溝及び電線共同溝に敷設する電力線、通信線等の収容物件の機能を確保する状態を維持するよう努めること。

（３）特記事項

１）補修

四国地方整備局が行う道路巡回時に維持管理対象施設の異常を発見した場合は、四国地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に点検を行い、四国地方整備局と協議の上、必要に応じて補修を行うこと。

２）維持的作業を行った場合の履歴一覧の作成

事業者は、道路施設の補修及び施設形状に変更を加えない補修工事を行った場合、道路施設基本データの基本諸元の位置情報ならびに施設対応番号（整理番号）を記入した維持的作業履歴一覧を作成すること。

４．台帳作成・管理業務

（１）一般事項

台帳作成・管理業務では、本施設の状況及び入線状況等を記載した管理台帳を作成するとともに、適宜更新作業を行うものとする。

（２）要求水準

- １）事業者は、「伏石地区電線共同溝」施設について、本業務開始後速やかに「土木設計業務等共通仕様書」及び「電線共同溝管理台帳作成要領」に基づき以下の図面等を取りまとめた電線共同溝管理台帳の作成を行い、各占用者の入線完了の都度、入構状況を確認し、電線共同溝管理台帳を更新して報告すること。
- ２）事業者は、電線共同溝の工事完成図書を整理し、道路管理者が電線共同溝幹線管路を管理するための幹線管路平面図を作成すること。
- ３）事業者は、道路管理者が連系管路（設備）全体を管理するための連系管路（設備）平面図を作成すること。なお、連系管路（設備）平面図は、立上柱までの連系管路（設備）孔数、延長を取りまとめたものとする。
- ４）事業者は、道路管理者が引込管路全体を管理するための引込管平面図を作成すること。なお、引込管平面図は、電線共同溝本体より車道側、民地への引込管路溝数、延長を取りまとめたものとする。
- ５）事業者は、道路管理者が特殊部を管理するための特殊部詳細図を作成すること。なお、特殊部詳細図は、管路の取付位置、孔数、配列、入線状況、電線管理者区分、管種・管径諸元、収容ケーブル諸元、収容ケーブル棚配置区分を取りまとめたものとする。

(3) 特記事項

1) 管理台帳の作成

事業者は、電線共同溝管理台帳作成要領に基づき、以下の資料を作成すること。

- ① 位置図
- ② 管理平面図
- ③ 幹線管路系統図
- ④ 特殊部詳細図
- ⑤ ハンドホール管理平面図
- ⑥ ハンドホール側面図・入線状況一覧表
- ⑦ 引込管管理図・引込管一覧表
- ⑧ 連系管路管理図・連系管路一覧表
- ⑨ ハンドホール鍵保管一覧表

2) 管理台帳の更新

事業者は、電線共同溝の改築、維持、修繕並びに災害復旧等を施行しようとする場合、及び新たに占有者が加入する等、収容物件に変更が生ずる場合は、計画時より占有予定の電線共同溝利用者と協議し、台帳を更新すること。

また、事業者は、電線共同溝利用者が自己に起因する台帳の内容変更を届け出た場合、及び電線共同溝利用者から台帳の閲覧を申請された場合も、これに対応すること。

5. 調整マネジメント業務（維持管理段階）

(1) 一般事項

本業務は、電線共同溝利用者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務の遂行を実施することを目的とする。

なお、調整マネジメント業務（維持管理段階）については、事業の効率化を図るため、調整マネジメント業務（工事段階）で実施してもよい。

(2) 業務の範囲

本施設の工事業務完了後に行う入線及び抜柱に関する業務範囲を下表に示す。

事業者は、設計した入線及び抜柱までを計画的に実施するため、入線事業者及び関係機関と実施工程の調整及び管理を行い、各年度の上半期中に翌年度の実施箇所や実施時期を四国地方整備局に報告すること。入線許可申請等の手続き及び実施に関する業務は四国地方整備局と入線事業者で直接行う。

表 入線及び抜柱に関する各業務範囲の役割分担

担当	協議 ・調整	申請 ・受理	承認	実施	連絡 ・報告
四国地方整備局	－	○ 受理	○	－	－
事業者	○	－	－	－	○ 完了報告
入線事業者	○	○ 申請	－	○ ※事業者が希望する 場合は別途協議	－

(3) 要求水準

1) 協議・調整

事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、入線及び抜柱等に係わる調整、管路利用の管理に際して、第2-4(6)に示す入線事業者等と必要な協議・調整を行うこと。

事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、入線事業者等との各種会議を活用しつつ進捗管理を行うこと。また、抜柱・入線についての予定時期を確認し、進捗状況について適宜四国地方整備局に報告を行うこと。

事業者が行う管路利用の管理とは、入線事業者の台帳閲覧申請、電線共同溝の入構に関する事務とする。

2) 連絡・報告

事業者は、入線事業者及び関係機関と必要な協議・調整を行った際は、四国地方整備局に連絡・報告を行うこと。

3) 抜柱完了時期

抜柱は、施設完成の2年後を目途として占用者に完了させること。

なお、2年以内に完了が困難な場合は、四国地方整備局と協議して対応すること。

4) 関係機関協議結果等のとりまとめ

事業者は、調整マネジメント業務において実施した関係機関協議等の経緯及び結果を整理し、四国地方整備局に提出するものとする。

リサイクル計画書(詳細設計)

1. 設計概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用可能量	③再生材利用可能量	④新材利用可能量	⑤再生資源利用率 (2+3)/(1*100)	備 考
土砂	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
採石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用可能量	⑧他工事への搬出可能量	⑨再資源化施設への搬出可能	⑩最終処分量	⑪現場内利用率 (7)/(6*100)	備 考
第1種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
第2種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
第3種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
第4種建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
粘土(浚渫土)	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
合計	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設発生泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	

※建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする)

- ①第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。
②第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
③第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

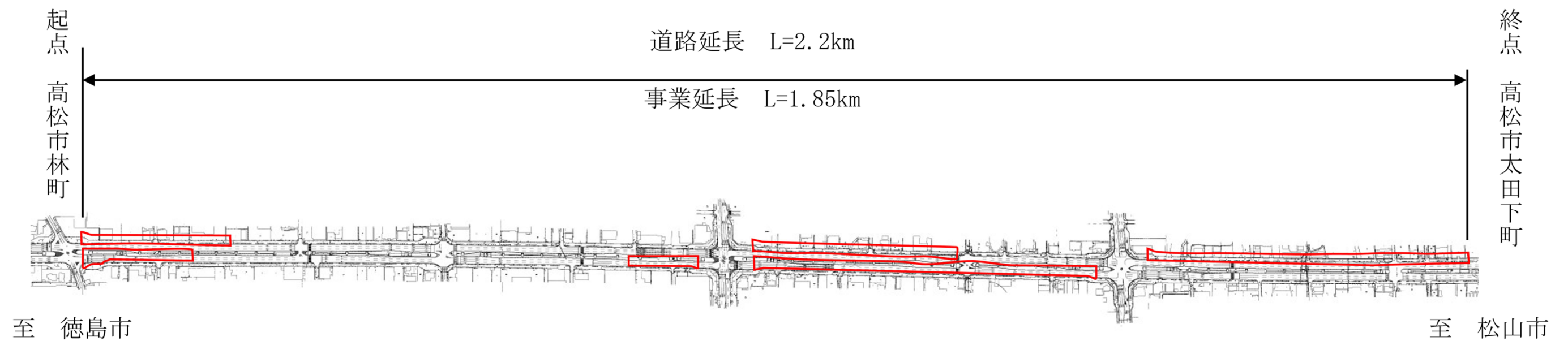
※建設発生木材のなかには、伐開除根材及び剪定材を含む。

※利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

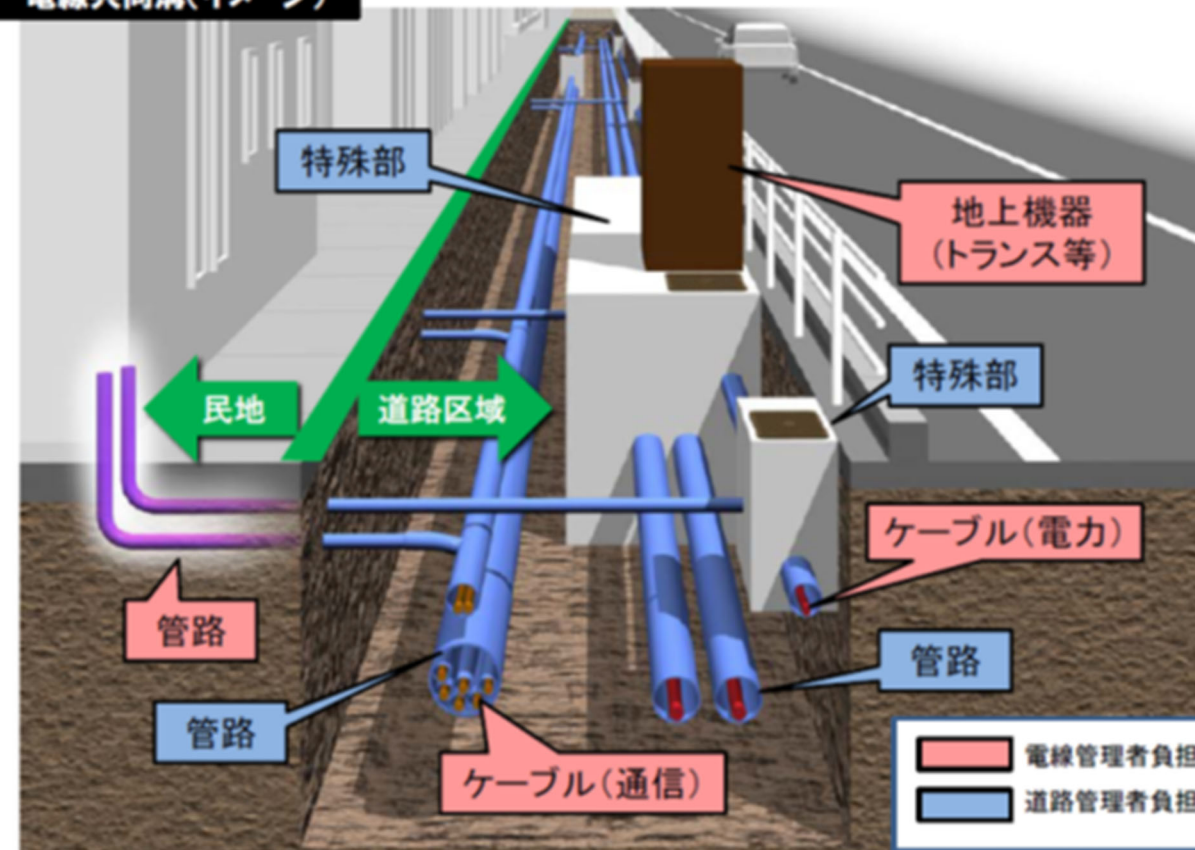
- ④第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)
⑤泥土(浚渫土) ...浚渫土のうち礫ねac2以下のもの。

別紙1 事業対象区域図

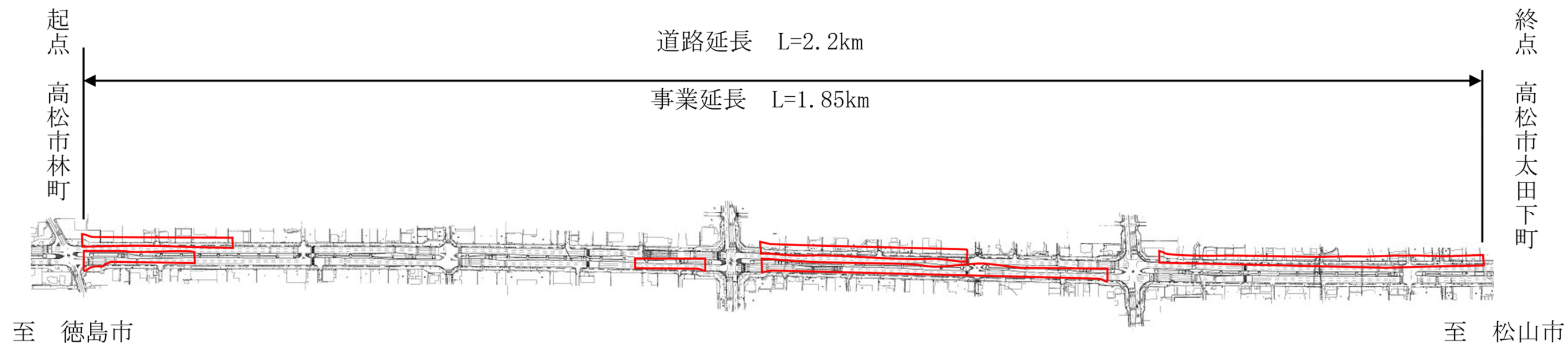


■電線共同溝イメージ

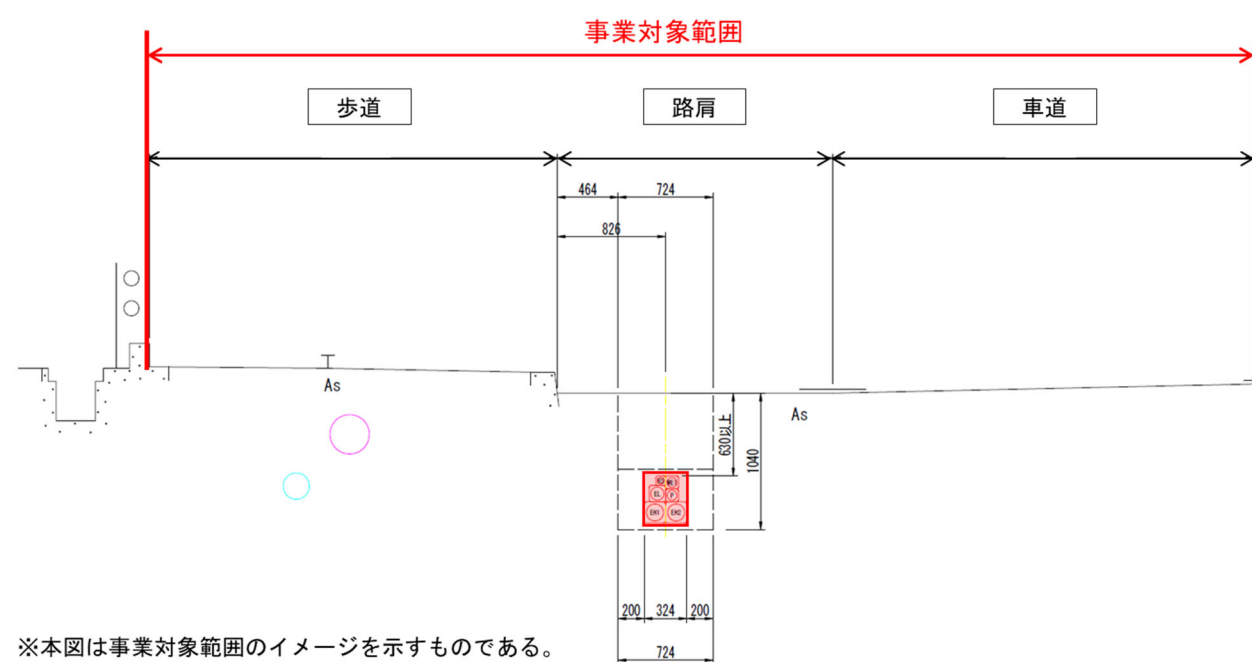
電線共同溝(イメージ)



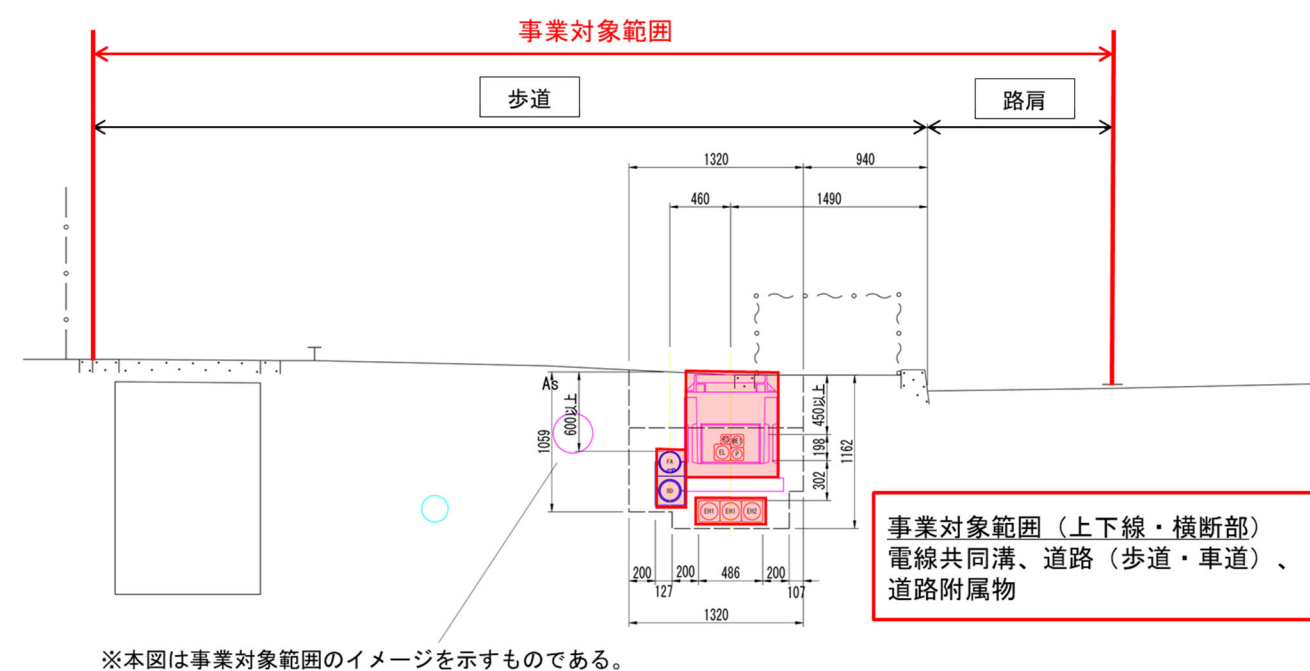
■平面図



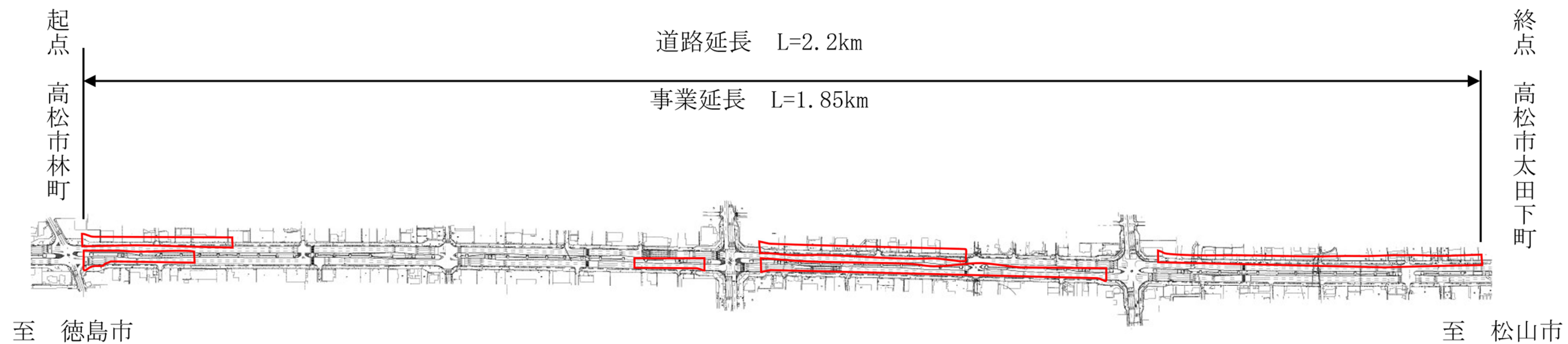
■標準断面図（管路部） ※下図は下り側（南側）



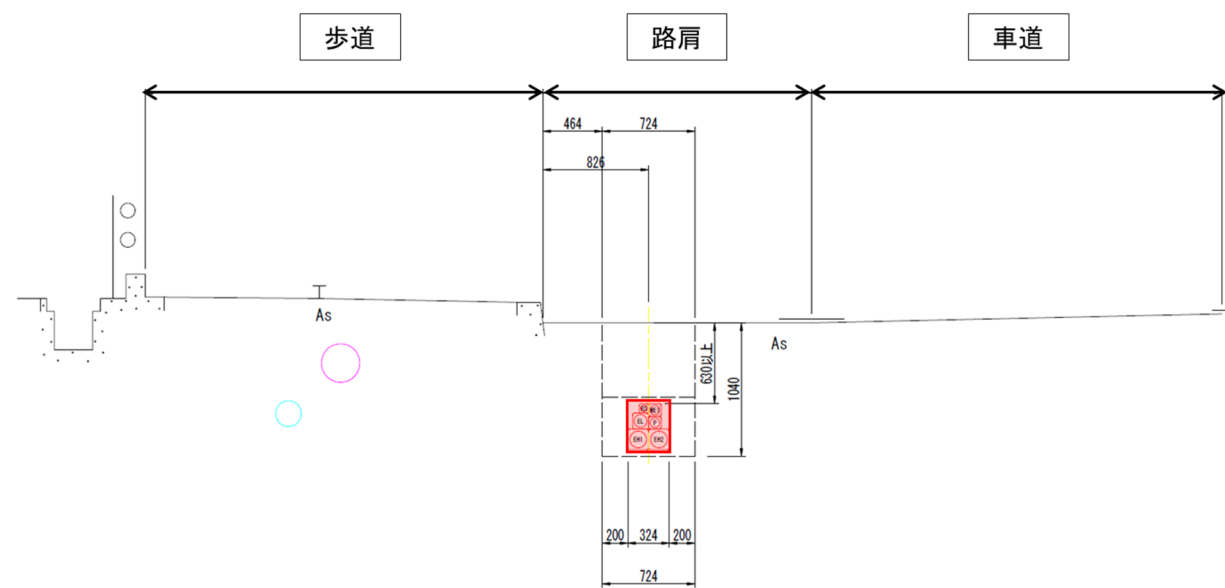
■標準断面図（特殊部） ※下図は下り側（南側）



■平面図

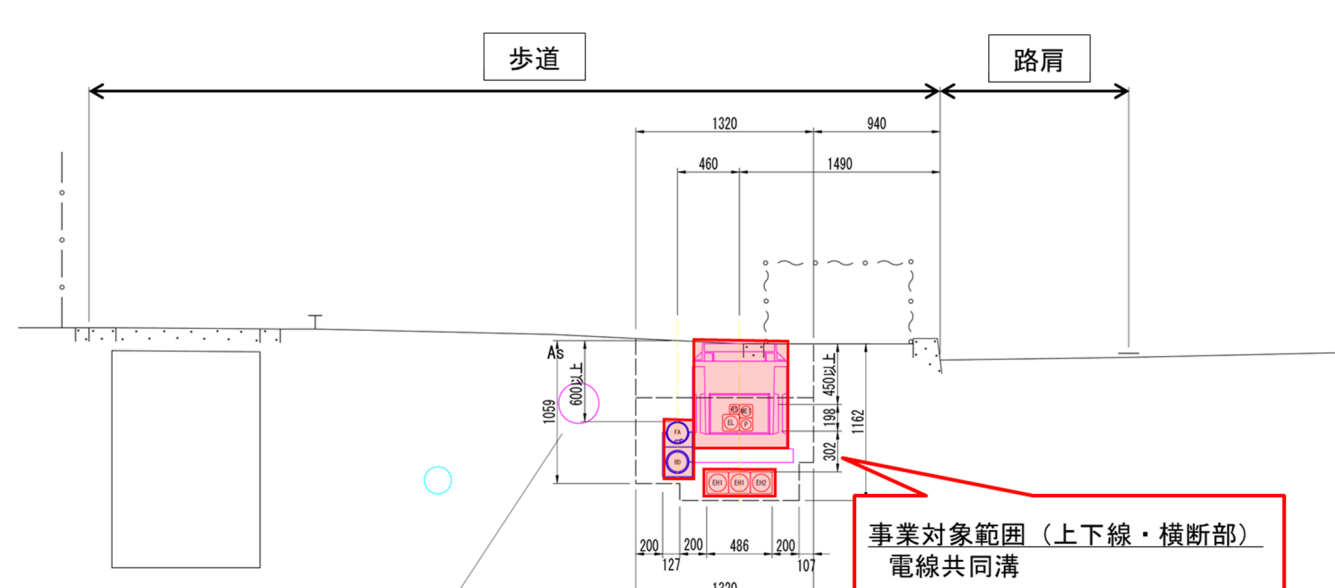


■標準断面図（管路部）※下図は下り側（南側）



※本図は事業対象範囲のイメージを示すものである。

■標準断面図（特殊部）※下図は下り側（南側）



※本図は事業対象範囲のイメージを示すものである。

別紙 4 四国地方整備局電線共同溝管理規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、国土交通省四国地方整備局長（以下「道路管理者」という。）が管理する一般国道11号 伏石地区電線共同溝に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）（以下「法」という。）第18条の規定に基づき、その構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項、その他電線共同溝の管理に関する必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- 一 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設をいい、管路部と特殊部からなる。
- 二 「管路部」とは、電線を管路材に収容する部分をいう。
- 三 「特殊部」とは、分岐部、接続部及び地上機器部を総称していう。
- 四 「附帯設備」とは、電線共同溝に附帯して設置する施設をいう。
- 五 「収容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。
- 六 「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線及び通信線等をいう。
- 七 「占用物件」とは、道路管理者以外の者が道路管理者の許可を受けて電線共同溝に敷設する電線、通信線及び地上機器等をいう。
- 八 「占用者」とは、前号の占用物件について、道路管理者から占用の許可を受けた者をいう。
- 九 「占用工事」とは、道路管理者の承認を得て、占用者が行う占用物件に関する工事をいう。
- 十 「出張所長」とは、当該電線共同溝の管理を担当する出張所の長をいう。

（管理区分）

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件は占用者が、それぞれ管理する。

（台帳の作成及び保管）

第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため電線共同溝管理台帳（以下「台帳」という。）を作成し、保管するものとする。

台帳に記入すべき事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 電線共同溝の規模及び構造

- 二 収容物件の敷設状況
 - 三 収容物件の種類、敷設工事着手年月日及び完了年月日
 - 四 収容物件の管理者名、連絡先
 - 五 整備道路指定年月日、地番、延長、上下車線の別
 - 六 その他必要事項
- 2 占有者は、道路管理者に申し出て台帳を閲覧することができる。
 - 3 占有者は、占用工事以外で占有者に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、すみやかに道路管理者に届け出なければならない。
 - 4 道路管理者は、台帳の内容に変更が生じたときには、台帳の更新を行うものとする。

(収容物件の明示)

第5条 道路管理者及び占有者は、収容物件に管理者名（又はそれに準ずるマーク）、敷設年、電圧等を明示するものとする。

(収容物件に変更がある場合の措置)

第6条 道路管理者は、法第11条第1項及び第12条第1項の規定に基づく占用の許可をしようとするときには、あらかじめ関係占有者の意見を聴くものとする。

(工事の承認)

第7条 占有者は、占用工事を施行しようとするときには、電線共同溝占用工事施行承認申請書（別記様式-1）を道路管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(工事の施行)

第8条 占有者は、占用工事の際に電線共同溝の構造及び他の収容物件に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 占有者は、占用工事により電線共同溝及び他の収容物件に支障を及ぼす恐れがあるときは、占用工事施行承認申請前に道路管理者及び他の占有者と協議し、必要に応じて立会を求めるものとする。
- 3 道路管理者は、電線共同溝及び道路施設に関する工事の施行により、占用物件に影響を及ぼす恐れがあるときは、あらかじめ関係占有者と打合せを行うものとする。
- 4 占有者は、占用工事に伴い、附帯設備の設置及び変更等が必要となった場合は、道路管理者と協議しなければならない。
- 5 占有者は、占用工事が完了したときは、道路管理者に電線共同溝占用工事完了届（別記様式-2）を提出し出張所長の確認を受けなければならない。

(電線共同溝への入溝)

第9条 占有者は、占用工事、巡視及び点検等により電線共同溝に入溝しようとするときは、道路管理者に入溝承認申請書（別記様式-3）を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 占有者は、事故及びその他やむを得ない事由により緊急に電線共同溝に入溝しようとするときは、出張所長に連絡のうえ、了解を得たのち入溝できるものとし、事後、すみやかに入溝報告書（別記様式-4）を提出し、作業内容等の確認を受けなければならない。

（請負工事等の場合の措置）

第10条 道路管理者及び占有者は、電線共同溝内で行う工事等を請負等により第三者に施行させる場合は、当該工事等を道路管理者又は占有者に代わって行う者（以下「請負者等」という。）に次の事項を遵守するよう徹底しなければならない。

- 一 この規程及びこの規程に基づき定められた細則（以下「規程等」という。）のうち、入溝手続き、事故防止に係る規定を熟知し遵守すること。
 - 二 工事等を行う場合は、規程等の写しを携行すること。また、工事等が占用工事であるときは、当該工事等に関する占用許可書等の写しを携行すること。
 - 三 緊急時の連絡体制を確立すること。
- 2 道路管理者及び占有者は、請負者等の行う工事等について、適切な監督を行い、電線共同溝及び収容物件の構造の保全と事故防止に努めなければならない。
 - 3 電線共同溝内で行う工事等を請負等により第三者に施行させる場合の請負者等の義務は、規程等に定める道路管理者又は占有者の義務を準用するものとする。

（点検及び通報の義務）

第11条 道路管理者及び占有者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。

- 2 道路管理者及び占有者は、工事、巡視又は点検等の際に電線共同溝や収容物件等に異常を発見した場合、又は損傷を与えた場合は、直ちに関係者に通報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の異常を発見した占有者及び異常が発生した占用物件を管理する占有者は道路管理者に事故報告書（別記様式-5）を提出しなければならない。

（関係法令の遵守）

第12条 占有者は、前各条の規定により作業等を実施しようとする場合は、本規程によるほか関連法令等を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第 13 条 電線共同溝の管理に要する費用については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

一 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用は、当該工事等に直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占有者がそれぞれ負担するものとする。ただし、道路管理者は、この規程によることができない場合又は著しく公平を欠くと認められる場合には、占有者の意見を聴取し、別に負担金の額を定めることができる。

二 前号の占有者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

三 占有物件の設置又は管理の工事等により、電線共同溝及び収容物件に損害を与えた場合の復旧費は、第一号の規定にかかわらずその原因者の負担とする。

四 電線共同溝完成後、特定の占有者の必要により生じた当該電線共同溝及び収容物件の改築等に要する費用は、第 1 号の規定にかかわらず当該占有者の負担とする。

五 占有者は、第 1 号に規定する負担額のほか、「道路整備特別会計における附帯工事事務取扱要綱」に基づき、船舶及び機械器具費、営繕費及び宿舍費、事務費を負担するものとし、その算出は次のとおりとする。

(1) 船舶及び機械器具費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、基準額が 5,000,000 円未満の場合は負担を要しない。

基 準 額	船舶及び機械器具費の率
20,000,000 円以下の金額	0.8%
20,000,000 円をこえ 50,000,000 円以下の金額	0.6
50,000,000 円をこえ 80,000,000 円以下の金額	0.4
80,000,000 円をこえる金額	0.2

(2) 営繕費及び宿舍費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、基準額が 5,000,000 円未満又は工期が 100 日未満の場合は負担は要しない。

基 準 額	営繕費及び宿舍費の率
20,000,000 円以下の金額	1.0%
20,000,000 円をこえ 50,000,000 円以下の金額	0.8
50,000,000 円をこえ 80,000,000 円以下の金額	0.6
80,000,000 円をこえる金額	0.4

(3) 事務費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器

具費、営繕費及び宿舍費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて得た額の合計額とする。

基 準 額	事務費の率
20,000,000 円以下の金額	10%
20,000,000 円をこえ 50,000,000 円以下の金額	8
50,000,000 円をこえ 80,000,000 円以下の金額	6
80,000,000 円をこえる金額	4

六 占有者が負担することとなる電線共同溝の管理に要する費用については、道路管理者が通知する負担金納入通知書に基づき、歳入徴収官の発行する納入告知書により、占有者が納入するものとする。

七 道路管理者は徴収した管理費を毎会計年度末に精算するものとする。ただし、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事で完了の都度精算できるものについては、その都度精算することができる。

(損害又は紛争の処理)

第 14 条 収容物件の設置、管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者（道路管理者及び他の占有者を含む。）に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。

(道路管理者への届出等)

第 15 条 この規程の定めによる道路管理者への承認申請、届出、報告等は、所定の様式により出張所長を経由して行うものとする。

(保安細則)

第 16 条 道路管理者は、保安、防災上特に必要な事項について、電線共同溝に関する保安細則を定めることができる。

(規程に関する疑義)

第 17 条 この規程に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議するものとする。

附 則

この規程は、令和●年●月●日から施行する。

※事業契約締結日とする予定

電線共同溝占用工事施行承認申請書

第 号
令和 年 月 日

四国地方整備局長 殿

占用者名 印
担 当 者
連 絡 先

占用物件に係る下記の工事を施行したいので、四国地方整備局電線共同溝管理規程第 7 条に基づく承認を得たく申請します。

記

目 的			
路 線 名	一般国道 号	電線共同溝名	
場 所	自： 至： (上り線・下り線)		
工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
工 事 名			
工事内容			
規模数量			
添付図面	位置図、平面図、縦断図、その他必要な図面		

電線共同溝占用工事施行承認書

建四〇道管第 号
令和 年 月 日

申請者 殿

四国地方整備局長

上記について、これを承認する。ただし、工事にあたっては当該電線共同溝の管理規程及び保安細則を厳守しなければならない。

電線共同溝占用工事完了届

第 号
令和 年 月 日

四国地方整備局長 殿

占用者名 印
担 当 者
連 絡 先

令和 年 月 日付け国四〇道管第 号で承認を得た占用物件に係る工事が完了したので、下記のとおり届け出します。

記

1. 目 的
2. 工 事 名
3. 場 所
4. 工事内容
5. 工事期間 令和 年 月 日着手
 令和 年 月 日完了
6. その他

上記工事について、検査した結果、当該工事が完了したことを確認した。

令和 年 月 日

四国地方整備局長 殿

〇〇出張所長 印
(確認者氏名)

電線共同溝入溝承認申請書

令和 年 月 日

四国地方整備局長 殿

会社名
住 所
氏 名
連絡先

印

下記のとおり電線共同溝に入溝したいので、四国地方整備局電線共同溝管理規程第 9 条に基づく承認を得たく申請します。

記

1. 入溝箇所

路線名	一般国道	号（電線共同溝名	）
場 所	自：		
	至：		（上り線・下り線）
2. 入溝目的
3. 期 間

令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで
4. 入溝者等

監督責任者	
入溝責任者	
会社名	
住 所	
氏 名	
連絡先	
入溝総人数	名
5. 火気使用

① あり	「防火責任者	」
② なし		

電線共同溝入溝承認書

建四〇道管第 号
令和 年 月 日

申請者 殿

四国地方整備局長

上記申請について、下記条件を付して、これを承認する。

記

事故等異常が発生したときは、すみやかに別添の緊急連絡系統図により、出張所及び関係者に連絡すること。

電線共同溝緊急入溝報告書

令和 年 月 日

〇〇出張所長 殿

会社名
住 所
氏 名 印
連絡先

令和 年 月 日 時 分に緊急連絡を行い、電線共同溝に入溝したので、下記のとおり報告します。

- 記
1. 入 溝 箇 所 路線名 一般国道 号（電線共同溝名 ）
場 所 自：
至： （上り線・下り線）
2. 入溝目的等 ① 目 的
② 異常の内容
③ 措置の内容
3. 期 間 令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで
4. 入 溝 者 等 監督責任者
入溝責任者
会社名
住 所
氏 名
連絡先
入溝総人数 名
5. 火 気 使 用 ① あり 「防火責任者 」
② なし

確 認 書

上記報告について、これを確認した。

〇（〇）第 号
令和 年 月 日

四国地方整備局長 殿

〇〇出張所長
（確認者氏名 ）

四国地方整備局長 殿

占用者住所

氏名 印

下記のとおり報告します。

路 線 名 ・ 箇 所	一般国道 号 (電線共同溝名) ・ 場所			
事 故 発 生 日 時	令和	年	月	日 時 分
事 故 処 理 終 了 日 時	令和	年	月	日 時 分
他 の 占 用 者 へ の 影 響	なし・あり (連絡先)	他の占用者への連絡		済 ・ 未
事故処理に携わった責任者	印 連絡先			
報 告 書 作 成 者	印 連絡先			
事 故 の 状 況				
処 理 の 方 法				
そ の 他				
添 付 書 類				

別紙5 四国地方整備局電線共同溝保安細則（案）

（目 的）

第1条 この細則は、四国地方整備局電線共同溝管理規程（以下「規程」という。）第16条に基づき定めるもので、電線共同溝の保安、防災の徹底を図ることを目的とする。

（鍵の保管）

第2条 入溝に必要な鍵は、道路管理者が保管するものとする。ただし、規程第9条第2項の規定による占用者の緊急の入溝のため、道路管理者が必要と認める場合にあっては、占用者はあらかじめ道路管理者から電線共同溝に入溝するための鍵（以下「緊急用鍵」という。）の貸与を受け保管することができる。

2 占用者は緊急用鍵の貸与を受けようとするときには、鍵の保管責任者を定め、電線共同溝緊急用鍵貸与申請書（別記様式-1）を道路管理者に提出しなければならない。

（入溝時の措置）

第3条 入溝責任者は、入溝するときには電線共同溝入溝承認書及び占用工事を施行する場合には電線共同溝占用工事施行承認書の写しを添えて、電線共同溝鍵貸出簿（別記様式-2）に必要事項を記入し、出張所長に鍵の貸与を申し出るものとする。

2 出張所長は、鍵の貸与の申し出を受けたときには、入溝者及び作業内容等を確認のうえ鍵を貸与するものとする。

3 入溝責任者は、貸与を受けた鍵を自ら適切に保管しなければならない。

4 入溝責任者は、作業等が完了したときには、遅滞なく電線共同溝鍵貸出簿に必要事項を記入し、出張所長に鍵を返納しなければならない。

5 電線共同溝に入溝したときは、電線共同溝入溝日誌（別記様式-3）に必要な事項を記載し、出張所長に提出し確認を受けなければならない。

（作業時の措置）

第4条 電線共同溝内で規程に定める作業等を行う場合には、関係法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 電線共同溝に入溝する場合は、入溝責任者を定めること。また、入溝責任者は常に電線共同溝入溝承認書及び占用工事を施行する場合は電線共同溝占用工事施行承認書の正又は写し並びに緊急連絡系統図（別図-1）を携行すること。

二 入溝者は、必ず保安帽、作業服を着用するとともに入溝責任者は、腕章（別図-2）を着用すること。

三 入溝責任者は、作業等に際し、電線共同溝内のガスの有無を確認すること。

四 溝内での火気使用については、道路管理者が承認した場合以外は使用しないこと。なお、火気使用にあたっては、消火器を携帯すること。

五 電線共同溝の入溝作業区域内は、禁煙とすること。

六 電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。

七 電線共同溝に係る作業等を行う場合は、道路工事保安施設設置基準等に基づく保安施設を設置すること。なお、電線共同溝の蓋をあけておく場合は、当該箇所に柵、工事標識を設けるとともに、原則として保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な

措置を講ずること。

八 電線共同溝に係る作業は、道路の交通に著しい支障を及ぼさないよう行うこと。

九 工事施行に伴う事故発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずること。

十 工事完了後は、工事材料等をすみやかに搬出し、入溝作業区域内の掃除を行うこと。

(緊急時における通報)

第5条 道路管理者は、緊急連絡系統図を作成し、関係占用者に通知するものとする。

2 電線共同溝において事故の発生又はその恐れのある場合には、発見者は直ちに緊急連絡系統図に基づき関係者に通報しなければならない。

(溝内の定期清掃)

第6条 道路管理者は、溝内を常に清潔な状態に保持するために必要に応じ清掃を行うものとする。

(占用工事等の調整)

第7条 占用者は、規程に定める工事等により電線共同溝に係る工事又は入溝を行おうとする場合は、緊急の場合を除き事前に道路管理者と作業の時期等について調整するものとする。

(細則に関する疑義等)

第8条 この細則に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占用者が協議するものとする。

附 則

この細則は、令和●年●月●日から施行する。

※事業契約締結日とする予定

電線共同溝緊急用鍵貸与申請書

第 号
令和 年 月 日

四国地方整備局長 殿

占有者名 印
担 当 者
連 絡 先

四国地方整備局電線共同溝保安細則第2条第2項に基づき、電線共同溝の緊急用鍵の貸与申請をします。

記

1. 電線共同溝名
2. 鍵の保管責任者名

連絡先

電線共同溝緊急用鍵貸与書

建四〇道管第 号
令和 年 月 日

申請者 殿

四国地方整備局長

上記申請については、下記の緊急用鍵を貸与する。

記

1. 鍵の種類
2. 鍵の番号

上記緊急用鍵を受領しました。

保管責任者名 印

電線共同溝鍵貸出簿

出張所

貸出期間	入溝責任者	電線共同溝名	承認番号	鍵番号	入溝口番号	貸与責任者	返納日時	返納者	返納確認者

監督責任者
入溝責任者

1. 入溝状況

入溝目的	1.作 業	2.工 事													
	3.巡 回	4.その他													
入溝時間	午前	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	天 候
	午後														
入溝者	入	溝	主	務	者	立 会 者									
	入溝責任者			道路管理者											
	火気責任者			通信関係者											
				電力関係者											

2. 特記事項

3. チェックリスト															
区分	NO.	項 目	確 認												
事前事項	1	工事の施行承認を受けたか													
	2	入溝の承認を受けたか													
	3	火気使用の承認を受けたか													
	4	入溝の心得を再確認したか													
	5	必要な立会者に立会要請したか													
一般事項	1	使用する鍵の番号はNO.													
	2	保安帽、作業服等の安全装備をしたか													
	3	非常用の灯具を準備したか													
	4	開口部の保安施設、要員は確保したか													
	5	他の占用物件等に損害を与えなかったか													
	6	禁煙を守ったか													
	7	器材を溝内に放置していないか													
	8	継続工事の器材が整理されているか													
	9	作業終了時に作業区域の清掃をしたか													
	10	作業終了時に樹蓋の施錠をしたか													
	11	入溝日誌に記入漏れはないか													
	12	鍵を返納したか													
特殊事項	1	酸欠測定器を準備したか													
	2	非常用消火器を準備したか													
	3	空気呼吸器を準備したか													
	4	防火シートを準備したか													

確認者

--

--

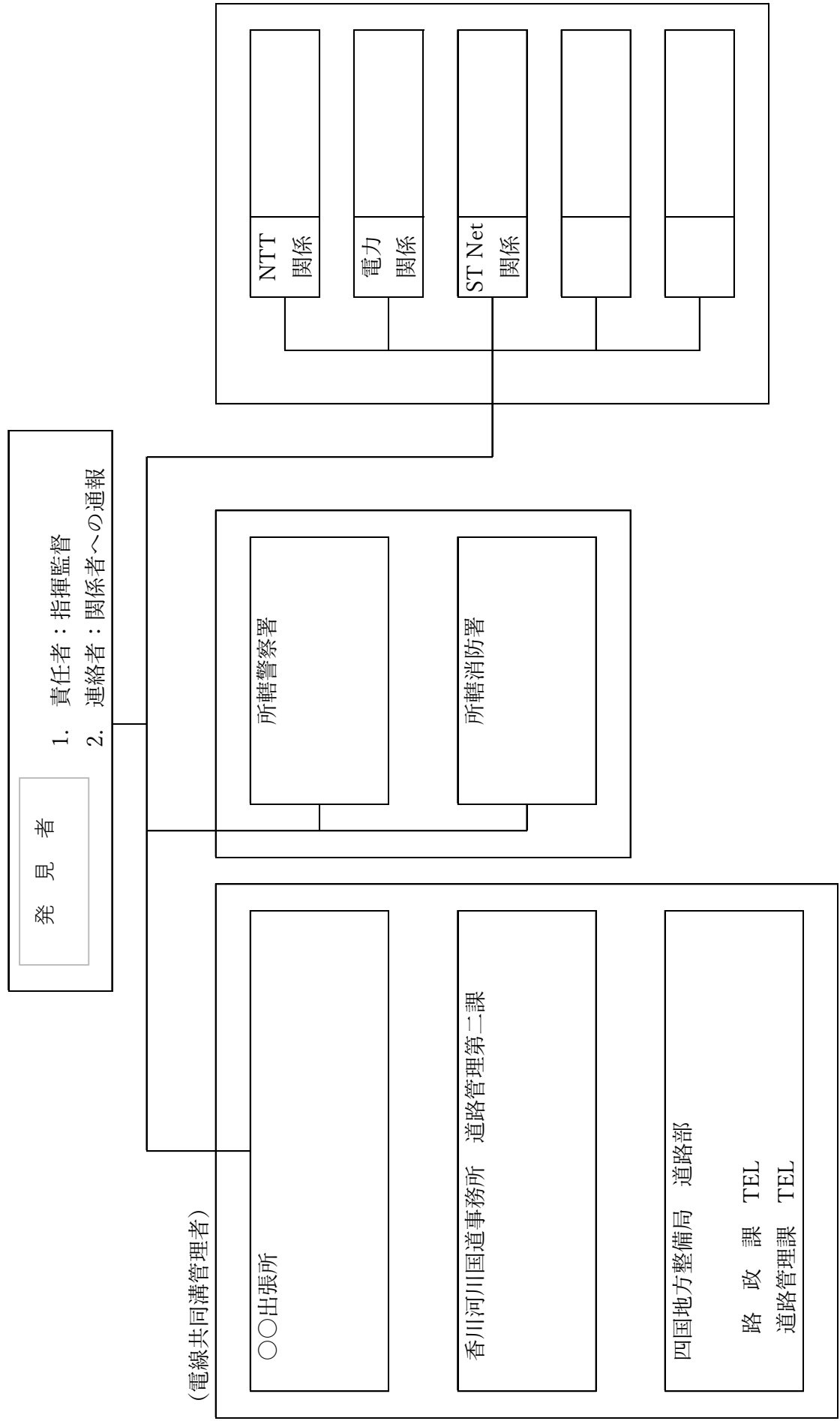
4. 道路管理者特記事項

--

5. 道路管理者確認

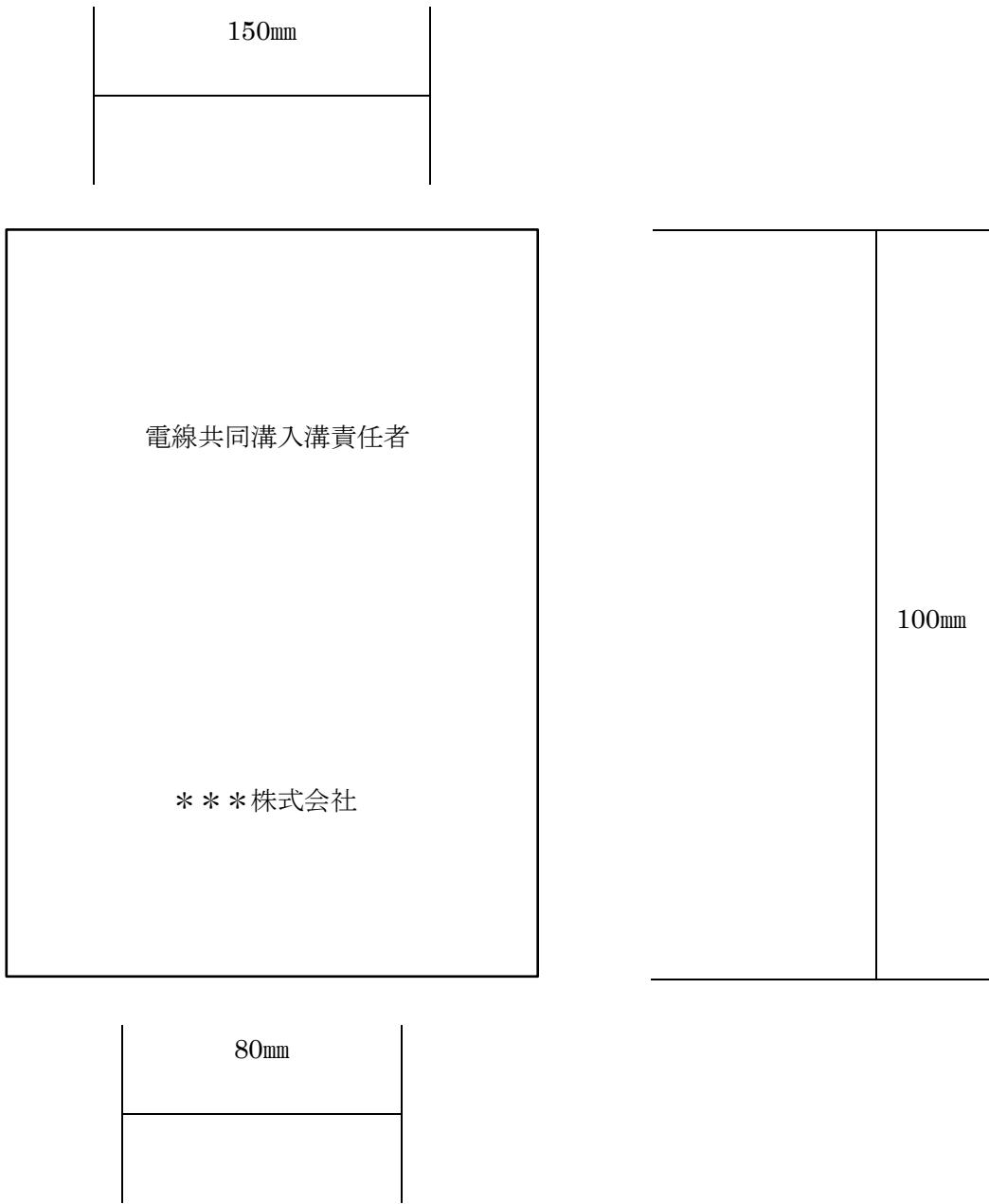
--	--	--	--

香川河川国道事務所 緊急連絡系統図



別図－2

腕章



地 色 黄
文 字 黒

占用者において、別に定めがある場合は、上記の腕章としないことができる。

別紙 6 電線共同溝管理台帳作成要領

適用

維持管理業務における管理台帳作成にあたっては、本要領を適用する。

また、詳細設計や工事完成図の作成にあたっては、本管理台帳作成要領を念頭においた取り纏めを行うこととする。

作成要領

電線共同溝管理台帳は、電子データにより管理するものとする。

図面は、ラスターデータを基本とし縮尺は任意とする。図面はファイルサイズを考慮した解像度とする。

管理台帳の情報取得先は、別紙電線共同溝管理項目一覧を参照するものとする。

管理台帳に記載する占用者の略称及び表示色は次表のとおりとする。なお、占用者が次表以外の者の場合は、凡例を設けて任意に定めるものとする。

道路管理者	R	青	KDDI	I	水色
公安委員会	K	橙	日本テレコム	J	黄色
四国電力	E	紫	CATV	T	桃色
NTT	N	緑	有線ブロード	U	灰
STNet	S	茶	キャンシステム	C	濃灰

電線共同溝管理台帳は電線共同溝整備計画で定めた1地区を1単位として作成する。

ただし、ファイルサイズにより工区ごとに分割作成できるものとする。1台帳のデータ構成は以下のものとする。

1. 位置図
2. 管理平面図
3. 幹線管路系統図
4. ハンドホール管理平面図（ハンドホールごとに作成）
5. ハンドホール側面図、入線（占用）状況一覧表（ハンドホール側面ごとに作成）
6. 引込管管理図、引込管一覧
7. 連系管路管理図、連系管路一覧
8. ハンドホール鍵保管一覧

電線共同溝管理台帳は電線共同溝入線工事の届出資料としても活用できるものとする。
(電線共同溝占用工事施工承認申請書等)

1. 位置図 参考例 1（位置図）参照

位置図は電線共同溝整備地区ごとの位置を示すものとし以下の項目を記載する。

表記情報	備考
電線共同溝整備地区名	表記上に管理平面図へのリンクを作成
電線共同溝整備時期	整備時期を表示（第5期） 上り下りで整備時期が異なる場合はそれぞれ上り下りごとに整備時期を表示する

2. 管理平面図 参考例 2（管理平面図）参照

管理平面図は、1地区（整備計画で定めた地区毎）1図面とし工事完成図の平面図より作成する。ただし、ファイルサイズにより工区ごとに分割作成できるものとする。

（工事完成図面が複数枚に分かれている場合は図面を合成し作成する。）

管理平面図上に記載する項目を次に示す。

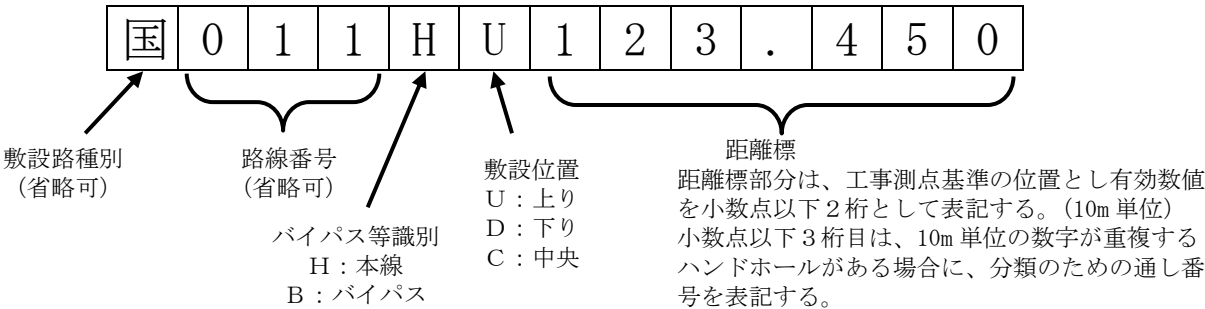
表記情報	備考
電線共同溝名	路線名、電線共同溝地区名を表示
電線共同溝整備道路指定年月日及び上下線の別	－
整備延長	整備区間の道路延長
整備年度	電線共同溝本体工事の発注年度 国債工事、繰越工事等で複数年にわたる場合は期間を表示する
電線共同溝地区起終点	電線共同溝地区単位の起点終点の地番をそれぞれ図面上に旗上げ表示
距離標	－
本体管路	平面図上に着色して表示 ハンドホール間の管路延長 管路部、特殊部の土かぶり（任意）
連系管路	連系管路を着色して表示
ハンドホール	平面図上に着色して表示 管理番号（表記上にハンドホール管理平面図へのリンクを作成） 鍵種別

管理平面図上には、引込管管理図（引込管一覧含む）と連系管路一覧へのリンクを作成する。また、隣接する電線共同溝管理台帳ファイル及びハンドホール鍵保管一覧へのリンクを作成する。

※ハンドホール管理番号

ハンドホール管理番号は、詳細設計段階から以下の考え方にに基づき設定するものとする。

例：011HU123.450



3. 幹線管路系統図 参考例 10 (幹線管路系統図) 参照

幹線管路系統図は、工事完成図の平面図より作成する。
幹線管路系統図上に記載する項目を次に示す。

管理者 (例)	旗上
道路管理者	R
警察	P
電力会社	E
通信会社	NTTならN
その他通信会社 (CATV等)	T等

以下、新設部と既設部の凡例の記載例を示す。

凡	例
電力砂巻管路	
低圧分岐管 (現行方式)	
電力Ⅱ型トラフ	
マンホール	
地上機器用管	
電力連系管路	
通信系管路 (ボディ管・Fケーブル)	
基点接続管	
通信接続管	
通信連系管路	
照明引込管路	
新設照明柱	
警察引込管路	
情報ボックス	

凡 例 (既設管)	
	上水道
	污水管
	雨水管
	MTT
	ガス

4. ハンドホール管理平面図 参考例 3（ハンドホール管理平面図）参照

ハンドホール管理平面図は、ハンドホールごと（マンホール、トラフ）に作成する。
縮尺は任意とするが、ハンドホール形状が十分に認識できるものとする。

ハンドホール管理平面図には、以下の情報を表示する。

凡 例（既設管）	
	上 水 道
	汚 水 管
	雨 水 管
	M T T
	ガ ス

表記情報	備考
ハンドホール管理番号	—
側面方位	表記上にハンドホール側面図へのリンクを作成
鍵種別	—

5. ハンドホール側面図、入線（占用）状況一覧

・ハンドホール側面図 参考例 4（ハンドホール側面図）参照

ハンドホール側面図は、ハンドホールの管路方向の側面を内側から投影した管路構造図とする。ただし、側面にある管路が引込管のみである場合は作成しないものとする。
縮尺は任意とするが管路構造が十分に認識できるものとする。

ハンドホール側面図には、以下の情報を表示する。

表記情報	備考
ハンドホール番号	—
管路側方位	—
管番号	電線共同溝本体工事完成図（ハンドホール構造図）の管番号
側面写真	本体工事、入線（占用）工事時に撮影された側面の写真
入線（占用）マーク	入線（占用）が完了した管路は、占用者ごとの指定色にて着色表示

- ・入線（占有）状況一覧 [参考例 4（入線（占有）状況一覧）参照](#)

入線（占有）状況一覧は、ハンドホール側面ごとに作成するものとし、ハンドホール側面図の下部に表示する。未入線（占有）時は、本体工事完了時の入線予定を表示し、表の背景色は無色とする。入線（占有）が完了した管については、入線線種など予定情報との確認を行ったうえ、入線（占有）事業者毎の指定色で表の背景を着色する。共同収容の場合、収容方法（空管路の使用、芯線譲渡、共同電線等）、譲渡等の場合の譲渡割合（10/100 芯等）を備考欄に表示する。

入線（占有）状況一覧表には、以下の情報を表示する。

表記情報	備考
入線（占有）事業者名	入線（占有）予定者、入線（占有）実施者
管番号	ハンドホール側面図の管番号
収容物件	ケーブル種別、規格、条数、材質
管路	管径、材質
入線（占有）工事完了年月日	—
敷設工事の届出状況	承認年月日、承認番号
占有期間	—
共同入線（占有）者	入線（占有）者、収容方法、譲渡割合（備考欄に表示）

6. 引込管管理図、引込管一覧

- ・引込管管理図 [参考例 6（引込管管理図 第 5 期）参照](#)

引込管管理図は、工事完成資料図の引込管管理図（ポンチ絵）より作成する。

引込管管理図には、以下の情報を表示する。

表記情報	備考
引込先名称	—
引込管路	—
引込起点名称（ハンドホール管理番号）	—

- ・引込管一覧 [参考例 6（引込管一覧）参照](#)

引込管一覧は、引き込み部敷設状況一覧より作成し、引込管管理平面図の下部に表示する。

表記情報	備考
引込先名称	—
入線（占用）事業者	—
収容物件	ケーブル種別、条数
管路	管径、材質、フリーアクセス管（共用 FA）種別
管路延長	道路管理区域内の管路延長
入線（占用）状況	—
引込起点位置	—
入線（占用）工事完了年月日	—
敷設工事の届出状況	承認年月日、承認番号

7. 連系管路管理図、連系管路一覧

- ・連系管路管理図 [参考例 8（連系管路管理図）参照](#)

連系管路管理図は、管理平面図と同じ区間を 1 図面とし、工事完成図、工事完成資料図又は占用届出関係資料などより作成する。（工事完成図等が複数枚に分かれている場合は図面を合成し作成する。）

- ・連系管路一覧 [参考例 7（連系管路一覧）参照](#)

連系管路一覧は、連系管路管積図より作成する。

表記情報	備考
行先名称	—
入線（占用）事業者	—
収容物件	ケーブル種別、条数
管路	管径、材質
管路延長	道路管理区域内の管路延長
起点位置	—
入線（占用）工事完了年月日	—
敷設工事の届出状況	承認年月日、承認番号

8. ハンドホール鍵保管一覧 参考例 9 （ハンドホール鍵保管一覧） 参照

ハンドホール鍵保管一覧には以下の情報を表示する。

表記情報	備考
ハンドホール番号	—
鍵種別	—
鍵保管先	—
鍵写真	—

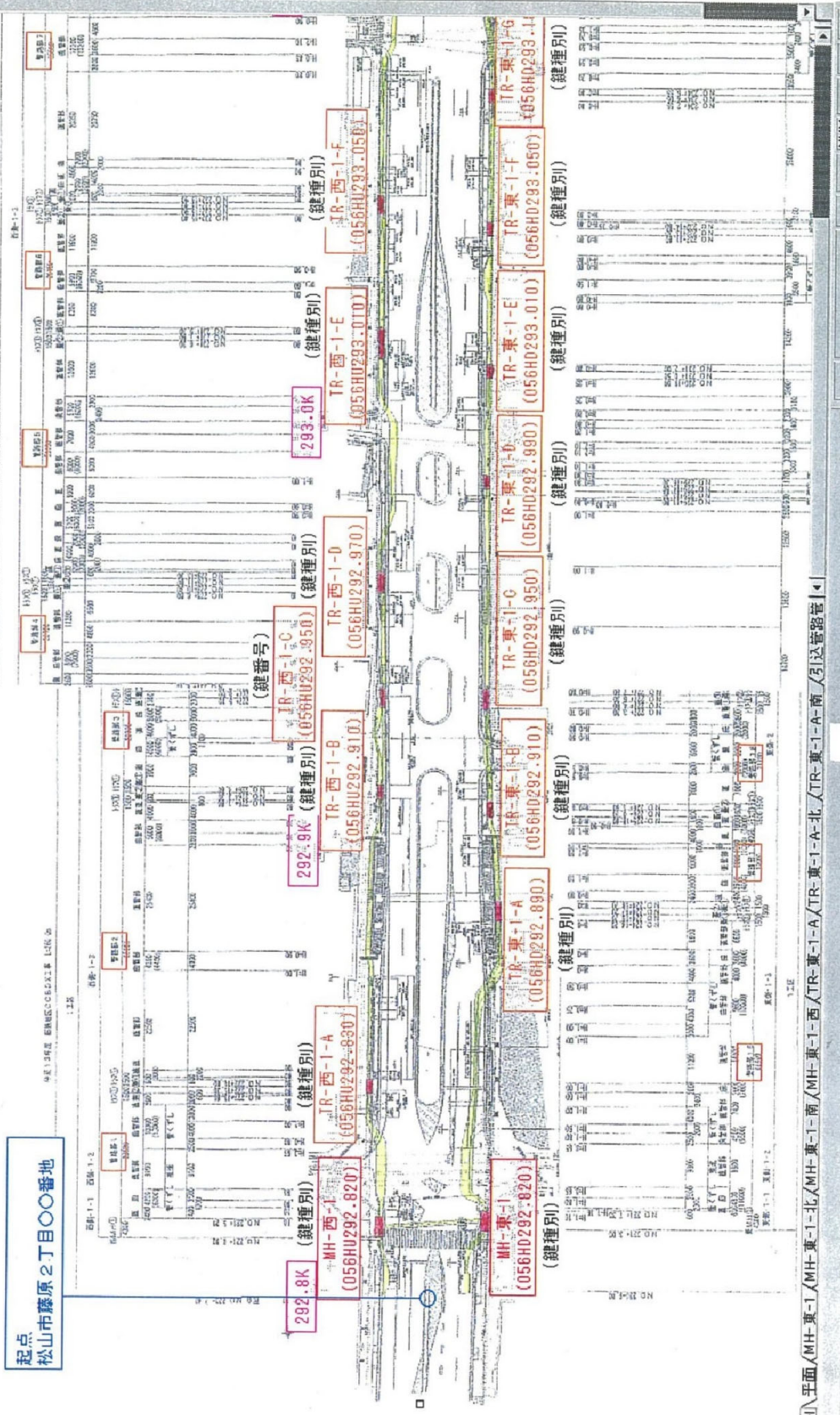
別紙 電線共同溝管理項目一覧

ファイル形式は MS エクセル標準とする
【凡例】○：必須、△：任意

管理項目		表記方法	第4期迄	第5期～	備考	参考資料番号
1 本体工事情報	1-1 電線共同溝名 (地区名)	位置図、平面図上に表記	○	○	本体工事完成図または 電線共同溝管理台帳より取得	参考例1,2
	1-2 整備延長	平面図上に表記	○	○	道路延長	参考例2
	1-3 工事年度	〃	○	○	本体工事発注年度 国債工事の場合は期間を示す 例〔15-16〕	
	1-4 工事名	〃	○	○		
	1-5 電線共同溝整備道路指 定年月日	〃	○	○		
	1-6 電線共同溝地区起終点	〃	○	○		参考例1
	1-7 電線共同溝整備時期	位置図に表記	○	○		
2 本体管路	2-1 管路	平面図上に着色	○	○		参考例2
	2-2 距離標	平面図上に表記	○	○		参考例4
	2-3 土かぶり	〃	△	△	工事完成図より取得	
	2-4 管径	入線状況一覧表上に表記	○	○	〃	
	2-5 材質	〃	○	○	〃	
	2-6 管路長	平面図上に表記	○	○	〃	参考例2
	2-7 分岐樹	平面図上に着色	○	○		
	2-8 管路断面		△	△		
3 ハンドホール (マンホール、トラフ)	3-1 ハンドホール	平面図上に着色	○	○		参考例2,3,4
	3-2 ハンドホール番号	平面図、ハンドホール管理平面図、ハ ンドホール側面図上に表記	○	○	第4期迄：エ区ごとの管理番号＋距離標からな る管理番号を参考表示(カッコ書き) 第5期：距離標からなる管理番号を表示	
	3-3 ハンドホール側面		○	○	本体工事完成図より作成	参考例4
	3-4 鍵種別	平面図、ハンドホール管理平面図、ハ ンドホール側面図上に表記	○	○		参考例2,3,4
	3-5 側面写真	ハンドホール側面図の隅に表示	○	入線事業者より収集	入線(占用)工事完了届より 取得	参考例4
	3-6 ハンドホール構造		△	△		参考例9
	3-7 鍵保管先	ハンドホール鍵保管一覧に表示	○	○		
	3-8 鍵写真	〃	○	○		
4 本体入線(占用)状況	4-1 入線(占用)予定者	ハンドホール側面図にマークを張り付 け入線予定一覧表上に表記	○	○	工事完成図より取得 マークは事業者ごとに色を定義する	参考例4
	4-2 入線(占用)実施者	〃	○	○	入線(占用)工事完了届より取得	
	4-3 管番号	ハンドホール側面図、入線状況一覧表 上に表記	○	○	工事完成図より取得 入線状況一覧の項目番号とする	
	4-4 線種		○	○	入線(占用)工事完了届より取得	
	4-5 規格	〃	○	○	工事完成図、入線(占用)工事完了届より取得	
	4-6 条数	〃	○	○	〃	
	4-7 外径	〃	○	○	〃	
	4-8 線延長	〃	△	△	〃	
	4-9 入線(占用)実施状況	〃	○	○	〃	
	4-10 共同入線(占用)者	入線状況一覧表備考欄に表示	○	○		
	4-11 収容方法	〃	○	○		
	4-12 譲渡率	〃	○	○		
	4-13 占用期間	〃	○	○		
5 引込管、FA管	5-1 引き込み先	引込管管理図、引込管一覧表上に表 記	○	○	引込管管理図(ボンチ線)を 表示	参考例6
	5-2 入線(占用)予定者	引込管一覧表上に表記	○	○	引込管管理図、引込部敷設 状況一覧より取得。	
	5-3 入線(占用)実施者	〃	○	○		
	5-4 管路	引込管管理図に表記	○	○		
	5-6 管路長	引込管一覧表上に表記	○	○		
	5-7 管径	〃	○	○		
	5-8 材質	〃	○	○		
	5-9 入線(占用)実施状況	〃	○	○		
6 連系管路	6-1 入線(占用)予定者	連系管路一覧表上に表記	△	○	工事完成図及び連系管路 管根図より取得。	参考例7
	6-2 入線(占用)実施者	〃	△	○		
	6-1 管路名	〃	△	○		
	6-3 管路	第4期迄：連系管路管理図に表記 第5期：平面図上に着色	△	○		
	6-4 管路長	連系管路一覧表上に表記	△	○		
	6-5 管径	〃	△	○		
	6-6 材質	〃	△	○		
	6-7 入線(占用)実施状況	〃	△	△		
7 地上機器			△	△	占有者管理	
8 その他			△	△	必要に応じて協議の上作成	

引込管路管理 連系管路管理 H1鍵保管一覧

起点
松山市藤原2丁目○○番地

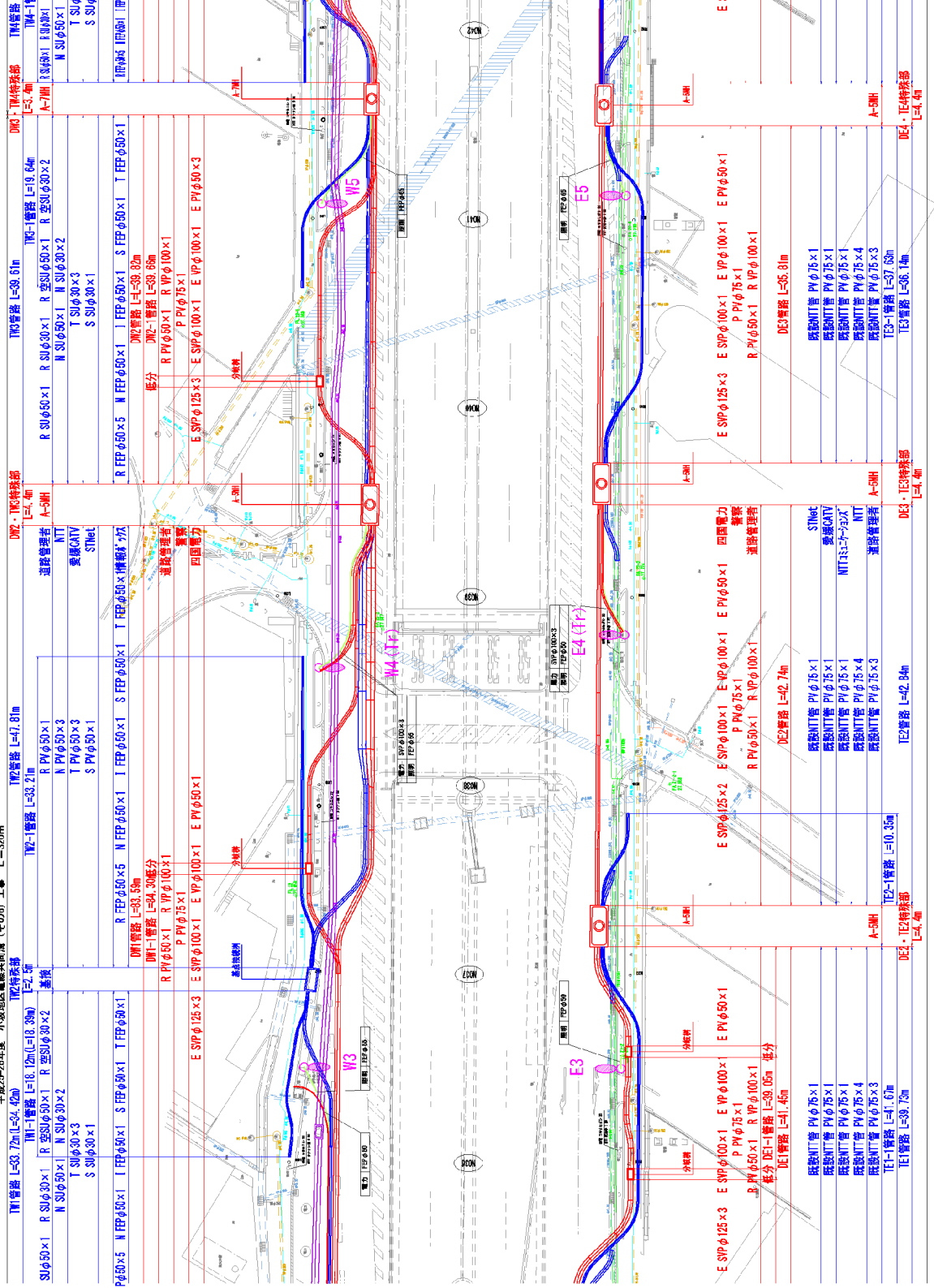


幹線管路系統図

5:1/200

参考例10 (幹線管路系統図)

平成25年度 小笠原地区電線共同掘 (その8) 工事 L=320m



管種	管径	管長	管種	管径	管長
電力	φ50	18.12	電力	φ50	18.39
電力	φ50	32.2	電力	φ50	32.5
電力	φ50	32.66	電力	φ50	32.74
電力	φ50	32.82	電力	φ50	32.82

管種	管径	管長	管種	管径	管長
電力	φ50	18.12	電力	φ50	18.39
電力	φ50	32.2	電力	φ50	32.5
電力	φ50	32.66	電力	φ50	32.74
電力	φ50	32.82	電力	φ50	32.82

管種	管径	管長	管種	管径	管長
電力	φ50	18.12	電力	φ50	18.39
電力	φ50	32.2	電力	φ50	32.5
電力	φ50	32.66	電力	φ50	32.74
電力	φ50	32.82	電力	φ50	32.82

管種	管径	管長	管種	管径	管長
電力	φ50	18.12	電力	φ50	18.39
電力	φ50	32.2	電力	φ50	32.5
電力	φ50	32.66	電力	φ50	32.74
電力	φ50	32.82	電力	φ50	32.82